

# 第5次那珂川市障がい者施策推進計画

(令和6～11年度)

第7期那珂川市障がい福祉計画・

第3期那珂川市障がい児福祉計画

(令和6～8年度)

令和6年3月

那珂川市



# 目次

---

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の基本理念.....	4
5 計画の基本的な視点.....	4
6 計画の施策体系.....	6
7 計画の策定体制.....	7
第2章 那珂川市の障がい者を取り巻く現状.....	8
1 人口ピラミッド.....	8
2 高齢化率の推移.....	10
3 世帯状況.....	10
4 身体障がい者の状況.....	11
5 知的障がい者の状況.....	12
6 精神障がい者の状況.....	13
7 難病患者の状況.....	14
8 障がい児の就学の状況.....	14
9 アンケート結果にみる障がい者のニーズ.....	15
第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み.....	18
1 理解と交流.....	18
2 生活支援.....	25
3 保健・医療.....	36
4 教育、文化芸術活動・スポーツ等.....	43
5 雇用・就業、経済的自立の支援等.....	49
6 生活環境.....	58
7 情報アクセシビリティ※.....	61
8 安全・安心.....	66
9 権利擁護.....	71
第4章 障がい福祉サービス等の見込み量等.....	73
1 令和8年度の成果目標.....	73
2 障がい福祉サービス等の見込み量.....	78
第5章 計画の推進体制.....	92
1 関係機関等との連携.....	92
2 計画の進捗管理及びPDCAサイクルの推進.....	92
資料編.....	93
1 那珂川市障害者施策推進協議会設置条例.....	93
2 那珂川市障害者施策推進協議会委員名簿.....	94
3 計画の策定経緯.....	95
4 障害者（児）関係法律の沿革.....	97

# 第1章 計画の概要

---

## 1 計画策定の趣旨

わが国の障がい者福祉に関する施策は、平成18年の「障害者自立支援法」の施行により、利用者本位のサービス体系へと大きく変わり、さらに、平成25年の「障害者総合支援法」の施行により、障がい者の定義への難病等の追加や重度訪問介護の対象者の拡大など、障がいの特性に応じた適切な支援を行うことができるよう、現状に即したサービス体系の構築や法律の整備が行われてきました。

また、平成23年の「障害者基本法」の改正では、平成19年に我が国が署名した「障害者権利条約」の批准に向けて、「障害者権利条約」が採用する「社会モデル<sup>※1</sup>」の考え方や「合理的配慮<sup>※2</sup>」の概念が新たに取り入れられました。

平成26年1月には、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月に、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）が施行され、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指すことを明確化しました。

さらに、令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から、これまで民間の事業者において「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされることとなりました。

こうした障害者権利条約の批准や法整備により、障がい者に関する様々な制度の改正等を通じて、障がい者の支援する体制の構築や障がい福祉サービスのさらなる充実が図られているところです。

一方、本市では、平成30年度に策定した第四次那珂川市障がい者施策推進計画に基づき、「障がいの有無にかかわらず、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念とし、各施策や事業を推進しているところです。

今回策定する「障がい者施策推進計画」は、本市における障がい者の状況等を踏まえ、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応するため、「障害者基本法」に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

また、障がい者施策推進計画の中の障がい者・児施策についての実施計画として、「障害者総合支援法」に基づく「障がい福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障がい児福祉計画」についても、併せて策定し、本市における障がい者施策の充実と円滑な推進を図ります。

---

※1 障がいの社会モデル：「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、とする考え方。

※2 障がいに対する合理的配慮：障がいの有無にかかわらず、すべての人の人権が平等に保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。事業所等の過重な負担にならない範囲で、障がい者の社会的障壁となるものを取り除くための必要かつ合理的な配慮を提供するもの。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）と、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法の改正に伴い、同法第 33 条の 20 で策定が義務づけられた「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

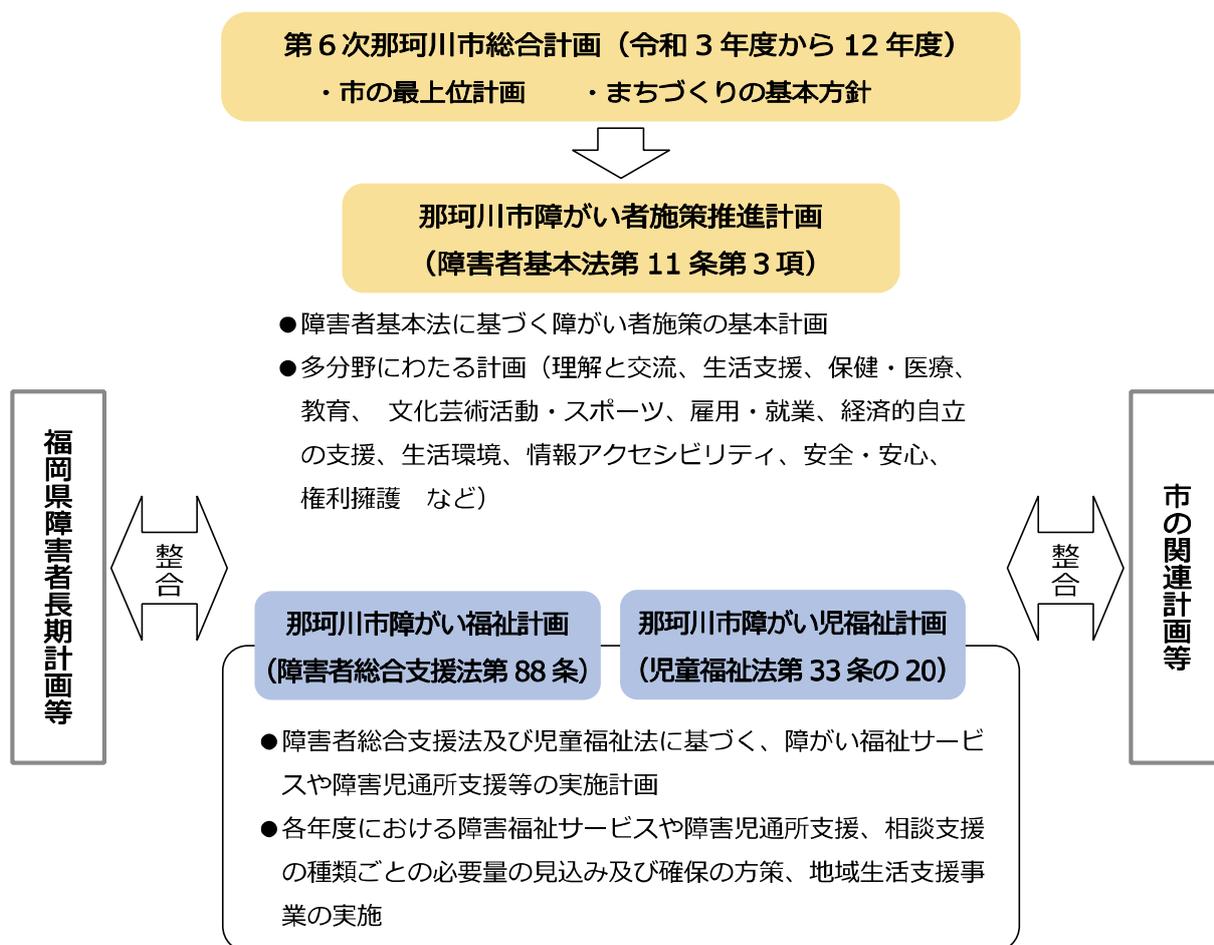
那珂川市障がい者施策推進計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

那珂川市障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、「障がい福祉サービス」、「雇用・就業」、「障害児通所支援等の提供体制その他障害児通所支援等障害福祉サービス」等の円滑な実施について定めた計画であり、3 年を 1 期として策定する短期の計画です。

計画名称	根拠法	計画の性格
障がい者施策推進計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	障害者総合支援法第 88 条第 1 項、 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項	「障がい福祉サービス」、「雇用・就業」、「障害児通所支援等の提供体制その他障害児通所支援等障害福祉サービス」等の円滑な実施について定めた計画

両計画の策定にあたっては、国の定める策定指針を踏まえ、「障害者基本計画(第 5 次)」や「福岡県障がい者長期計画 (第 3 期)」との整合を図るとともに、本市における最上位計画である「那珂川市総合計画」などの市の各種関連計画との整合を図ります。

図表 1 計画の位置づけ



### 3 計画の期間

障がい者施策推進計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。  
 また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

図表 2 計画の期間

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者施策推進計画	第3次		第4次						第5次						
障がい福祉計画	第4期		第5期		第6期		第7期		第8期						
障がい児福祉計画			第1期		第2期		第3期		第4期						

## 4 計画の基本理念

前計画では、「障がいの有無にかかわらず、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現」の基本理念のもと、計画を障がいのある人だけでなく住民全員を対象とするものと位置づけ、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、様々な取り組みを推進してきました。

基本理念は、那珂川市の目指す障がい福祉の姿であることや、計画の継続性の観点から、本計画においても、この基本理念を踏襲することとします。

### 【基本理念】

障がいの有無にかかわらず、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現

## 5 計画の基本的な視点

基本理念の実現に向けて、以下の5点を本計画の基本的な視点とします。

### (1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の主体的な選択や決定を尊重し、障がい者が基本的人権を有する社会の一員として、社会生活においてそれぞれの能力を発揮し、自立して社会活動に参加できるよう意思決定を支援します。

### (2) 住民とともに創る地域福祉の推進

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう生活支援体制の充実を図るとともに、住民一人ひとりの共通課題として福祉への積極的な参加を促し、地域社会を支えるネットワークを強化して住民とともに地域特性に合った福祉を創ります。

### (3) だれもが住みよいバリアフリー<sup>※3</sup>の社会づくり

障がいや障がい者に対する正しい理解を広めるとともに、障がい者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと（バリアフリー）により、障がい者が自由に社会活動ができる平等な社会をめざします。

※3 バリアフリー：障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

#### **(4) 障がい者を理由とする差別の解消の推進**

障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、障害者差別解消法の理念を普及させるとともに、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うなど、障がいを理由とする差別を解消する施策に取り組みます。

#### **(5) 障がい者のライフサイクルを見通した総合的な支援体制の強化**

障がい者に対する支援が、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携により、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までのライフサイクルの中で適切に行われ、連続性をもったものとなるよう、関係機関の連携と情報共有体制の強化を図ります。

## 6 計画の施策体系



## 7 計画の策定体制

### (1) 各種調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関するニーズ等を把握し、計画見直しの基礎資料とするために、「那珂川市障がい福祉についてのアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

図表 3 調査の概要

対象者	那珂川市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、及び障害児通所支援サービス（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）の利用者の中から無作為抽出した1,761人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年4月13日（木）～令和5年4月28日（金） ※ただし、令和5年5月17日（水）までに返送された調査票を集計しています。
回収結果	配布数：1,761件 有効回収数：849件（有効回収率：48.2%）

### (2) 那珂川市障害者施策推進協議会による調査審議

本市の障がい者に関する基本的かつ総合的な施策について調査審議する機関である「那珂川市障害者施策推進協議会」は、関係団体の代表、学識経験者、公募により選ばれた住民等15名で構成され、様々な見地から審議等を行っていただきました。

### (3) 関係団体からの意見聴取

令和5年9月に、障がいのある人やその家族の団体及び障がいのある人たちの支援団体に対しヒアリングを実施し、障がい者福祉に対する意見を聴取しました。

### (4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたって広く市民からの意見を募るため、計画素案を公表し、市民からの意見募集を行う「パブリックコメント」を実施しました。

### (5) 関係機関との連携・協議

本計画の策定にあたっては、庁内関係部署との連携・協力のもと計画の原案を作成します。また、庁内関係部署及び県との協議を行いました。

## 第2章 那珂川市の障がい者を取り巻く現状

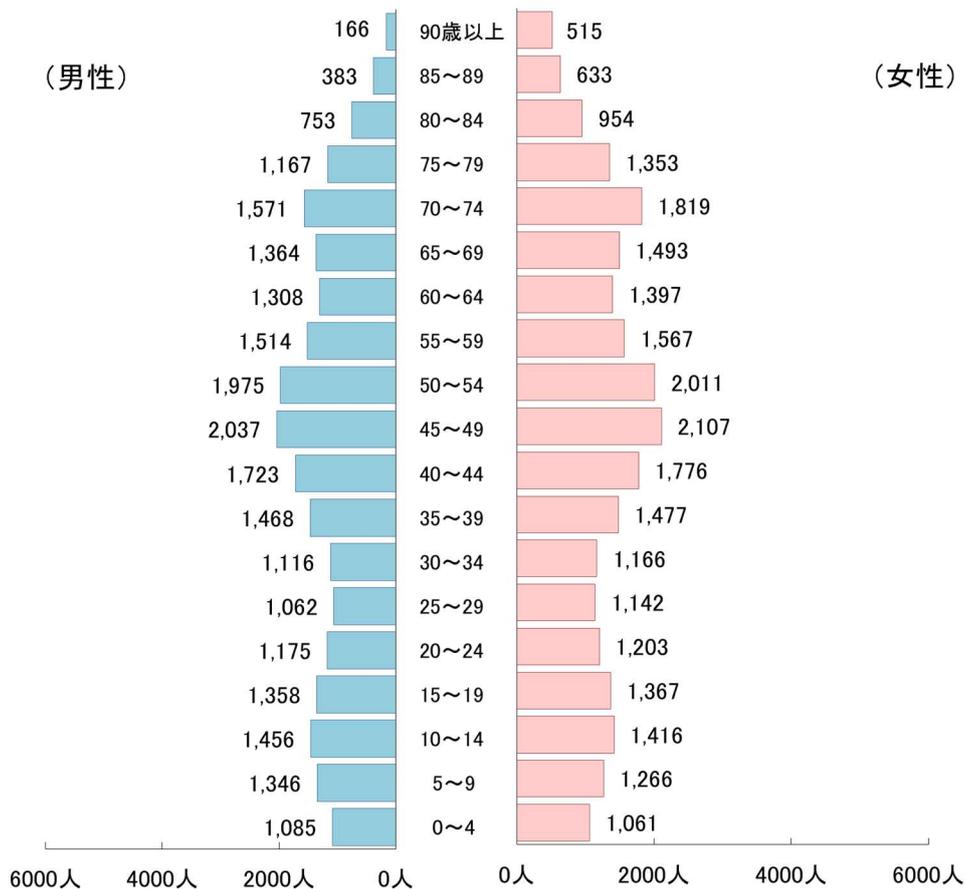
### 1 人口ピラミッド

本市の総人口は令和5年3月31日時点で49,750人であり、そのうち65歳以上の高齢者が12,171人、高齢化率は24.5%となっています（図表4）。

年齢階層別にみると、男女とも45～49歳の人口が、その他の年齢階層と比較して多くなっています。また、高齢化率は男性（22.5%）よりも女性（26.3%）の方が高くなっています。

図表4 人口ピラミッド

総人口：49,750人

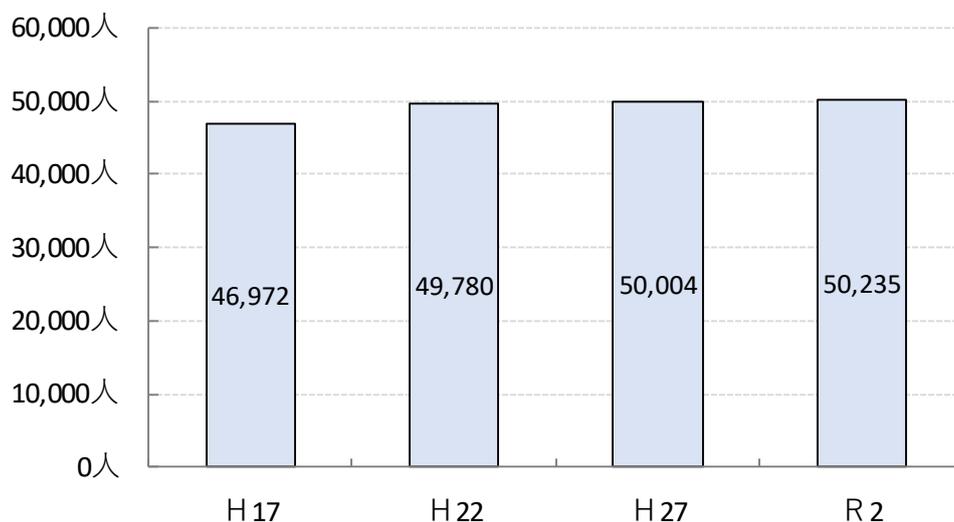


資料：住民基本台帳（令和5年3月31日時点）

年齢3区分別の人口をみると、平成17年以降、本市の総人口は増加～横ばい傾向で推移しています（図表5）。

年齢3区分別の人口の内訳をみると、生産年齢人口は平成22年から平成27年にかけて減少に転じているのに対し、高齢人口は平成17年以降、継続して増加しています（図表6）。

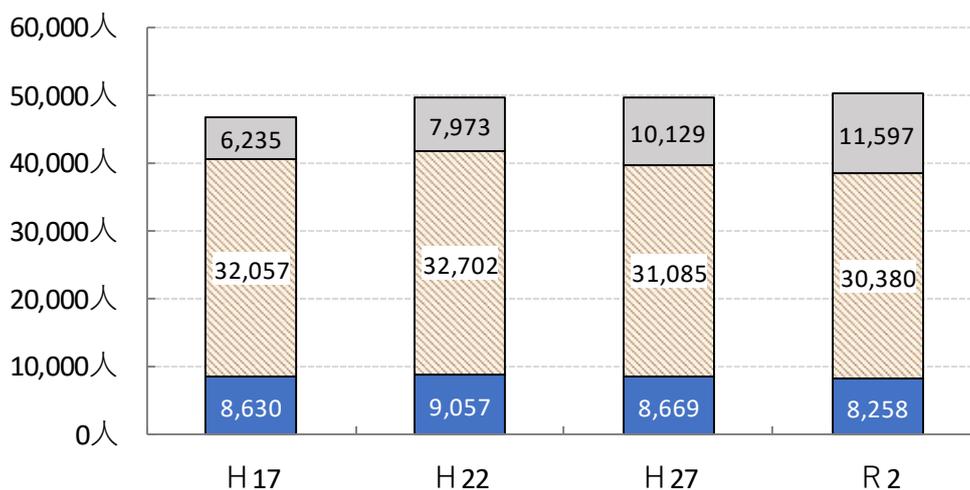
図表5 人口の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

図表6 人口の推移（年齢3区分別）

■ 年少人口(15歳未満)    ▨ 生産年齢人口(15～64歳)    □ 高齢者人口(65歳以上)

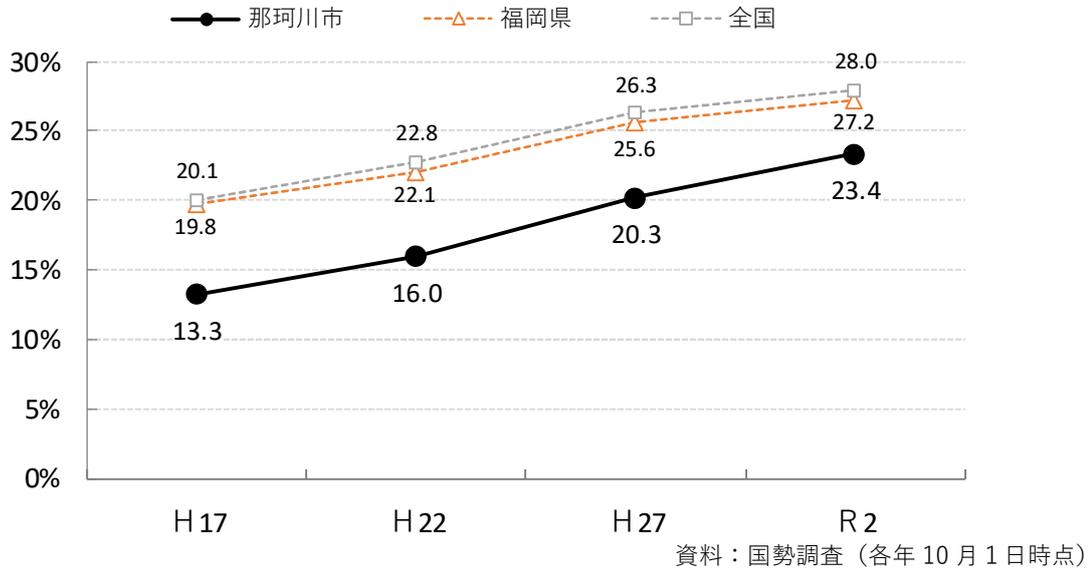


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

## 2 高齢化率の推移

本市の高齢化率は、国、県の高齢化率を大きく下回って推移しています（図表7）。令和2年の高齢化率は23.4%で、全国（28.0%）と比較して4.6ポイント、県（27.2%）と比較して3.8ポイント低い状況です。

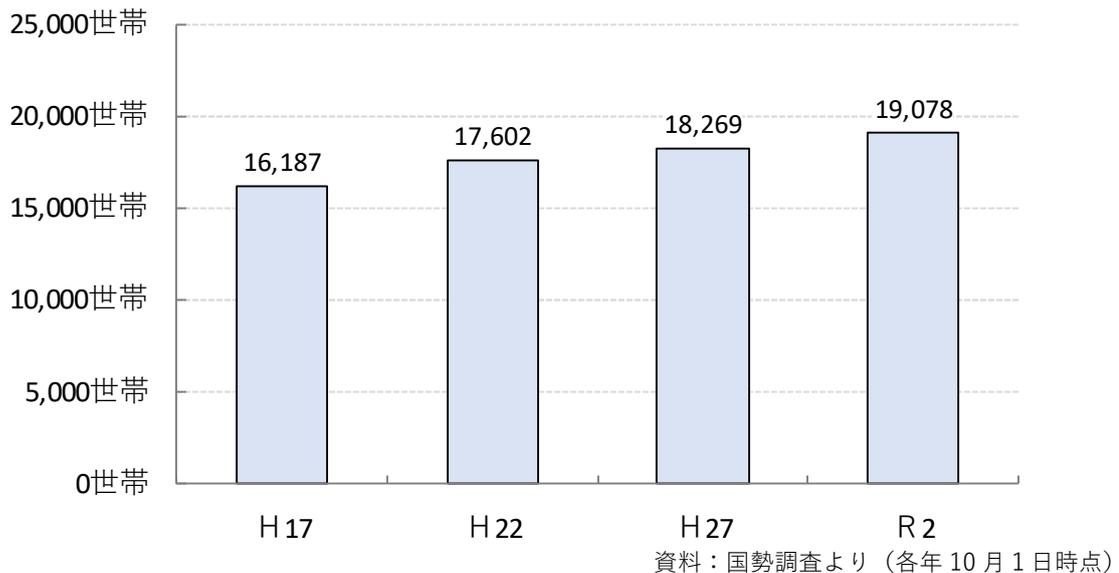
図表7 高齢化率の推移



## 3 世帯状況

世帯の状況を見ると、一般世帯数は平成17年以降継続して増加しており、令和2年時点で19,078世帯となっています（図表8）。

図表8 一般世帯数の推移



## 4 身体障がい者の状況

### (1) 身体障害者手帳の所持者の状況

図表 9 身体障害者手帳所持者数（等級・年齢階層別）（単位：人）

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	2	0	0	0	0	0	2
	18歳以上	30	41	9	9	10	8	107
	合計	32	41	9	9	10	8	109
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	1	0	0	0	1	2
	18歳以上	10	21	16	43	0	46	136
	合計	10	22	16	43	0	47	138
音声・言語障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	0	2	18	9			29
	合計	0	2	18	9	0	0	29
肢体不自由	18歳未満	9	1	2	1	3	0	16
	18歳以上	120	165	104	214	140	48	791
	合計	129	166	106	215	143	48	807
内部障がい	18歳未満	6	1	1	1			9
	18歳以上	427	3	70	166			666
	合計	433	4	71	167	0	0	675
合計	18歳未満	17	3	3	2	3	1	29
	18歳以上	587	232	217	441	150	102	1,729
	合計	604	235	220	443	153	103	1,758

資料：障がい者支援課（令和5年3月末時点）

### (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

図表 10 身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	583	581	583	574	583	604
2級	230	235	234	228	226	235
3級	200	201	209	222	216	220
4級	437	424	443	448	457	443
5級	156	160	156	151	155	153
6級	106	102	102	101	99	103
合計	1,712	1,703	1,727	1,724	1,736	1,758
総人口	50,203	50,245	50,074	50,301	50,078	49,750
総人口に占める割合(%)	3.41	3.39	3.45	3.43	3.47	3.53

資料：障がい者支援課（各年度末時点）

## 5 知的障がい者の状況

### (1) 療育手帳所持者の状況

図表 11 療育手帳所持者数（療育判定別）（単位：人）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	94	103	111	119	129	129
18歳以上	193	209	225	239	255	269
合 計	287	312	336	358	384	398
総人口	50,203	50,245	50,074	50,301	50,078	49,750
総人口に占める割合(%)	0.57	0.62	0.67	0.71	0.77	0.80

資料：障がい者支援課（令和5年3月末時点）

### (2) 療育手帳所持者数の推移

図表 12 療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	7	7	8	9	9	9
A-1判定	39	41	43	46	48	49
A-2判定	65	71	76	79	83	85
A-3判定	6	7	7	7	6	5
B判定	3	3	3	3	2	2
B-1判定	83	86	87	91	95	99
B-2判定	84	97	112	123	141	149
合 計	287	312	336	358	384	398

資料：障がい者支援課（各年度末時点）

## 6 精神障がい者の状況

### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

図表 13 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	26	28	30	34	34	36
2級	205	225	233	247	274	296
3級	94	110	128	127	128	142
合計	325	363	391	408	436	474
総人口	50,203	50,245	50,074	50,301	50,078	49,750
総人口に占める割合(%)	0.65	0.72	0.78	0.81	0.87	0.95

資料：障がい者支援課（各年度末時点）

### (2) 自立支援医療（精神）利用者数の推移

図表 14 自立支援医療（精神）受給者数の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	653	697	739	491	808	874

資料：障がい者支援課（各年度末時点）

## 7 難病患者の状況

図表 15 特定医療受給者証件数の推移（筑紫管内）（単位：人）

（筑紫管内）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	2,793	2,935	3,053	3,347	3,284	3,393

（那珂川市内）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	307	332	349	386	351	371

資料：障がい者支援課（各年度末時点）

## 8 障がい児の就学の状況

### （1）市内の児童・生徒の就学状況

図表 16 児童・生徒の就学状況

	総数	市立学校		特別支援学校	その他	
		通常学級	特別支援学級			
		小学校	3,248	3,195	2,959	236
中学校	1,773	1,705	1,578	127	8	60
合計	5,021	4,900	4,537	363	35	86

資料：障がい者支援課（令和5年5月1日時点）

### （2）市内の特別支援学級の状況

図表 17 特別支援学級の学級数、児童・生徒数の推移

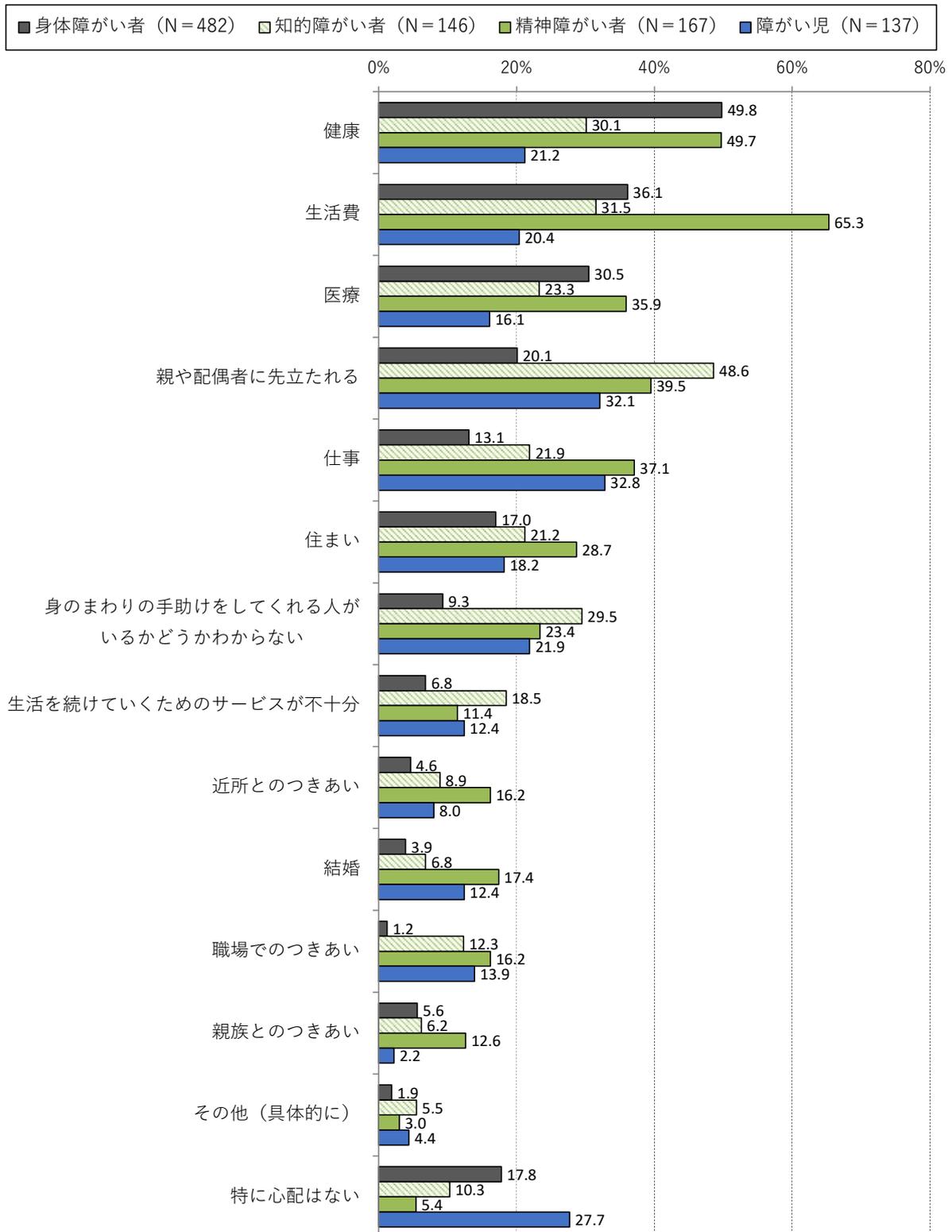
区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
知的障がい	小学校	学級数	10	10	11	12	13	14	15
		児童数	55	56	60	70	69	79	86
	中学校	学級数	3	4	4	5	6	8	9
		生徒数	16	25	28	30	35	42	48
自閉症・情緒障がい	小学校	学級数	14	18	17	20	21	25	26
		児童数	85	109	106	117	126	150	150
	中学校	学級数	3	4	6	8	12	12	14
		生徒数	12	21	32	49	66	72	78
病弱・身体虚弱	小学校	学級数	1	1	1	1	1	1	1
		児童数	1	1	1	1	1	1	1
	中学校	学級数							1
		生徒数							1

資料：障がい者支援課（各年5月1日時点）

## 9 アンケート結果にみる障がい者のニーズ

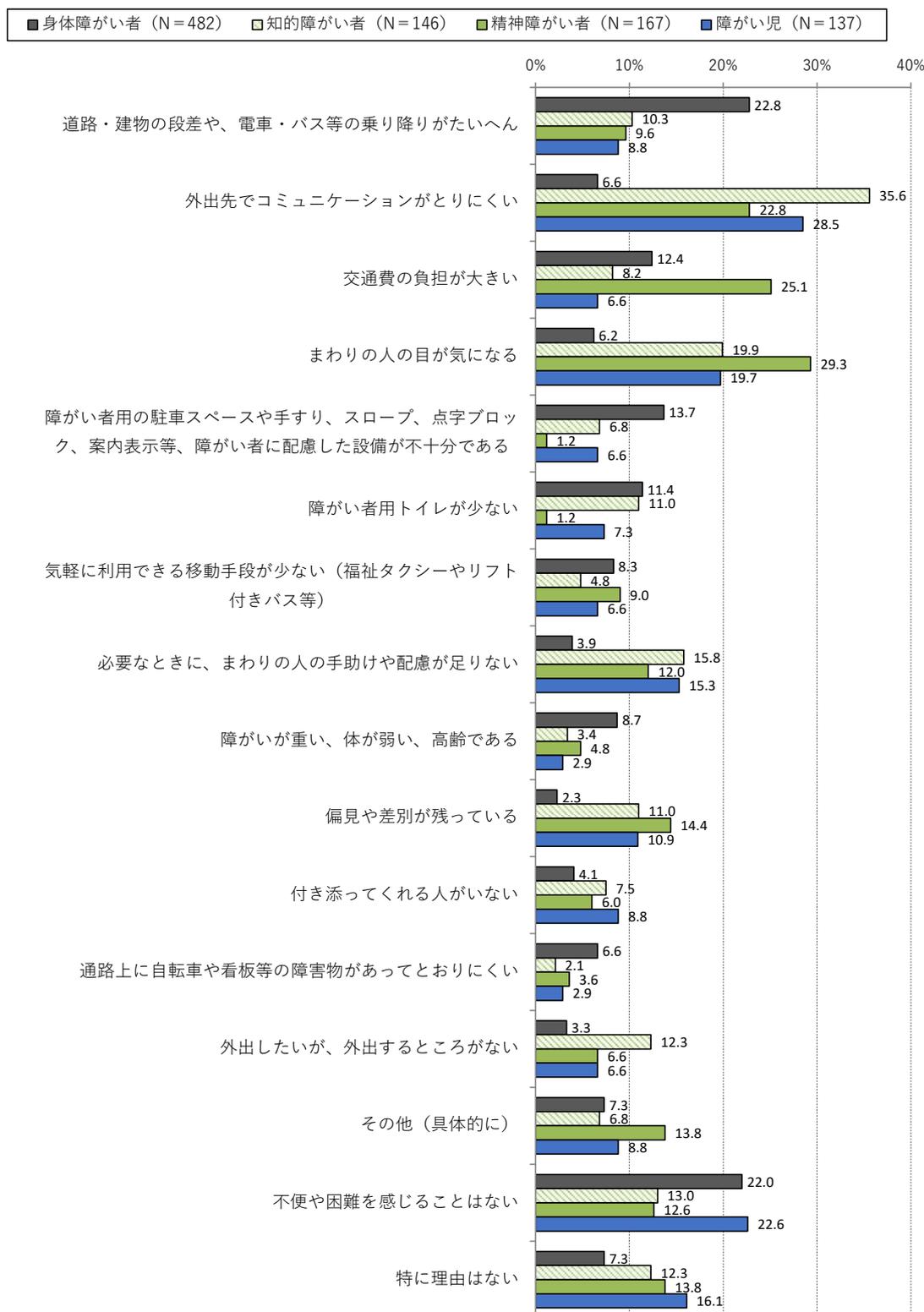
### (1) 暮らしていくなかで特に心配なこと

暮らしていくなかで特に心配なことについては、身体障がい者では「健康」(49.8%)、知的障がい者では「親や配偶者に先立たれる」(48.6%)、精神障がい者では「生活費」(65.3%)がそれぞれ高い回答割合となっています。



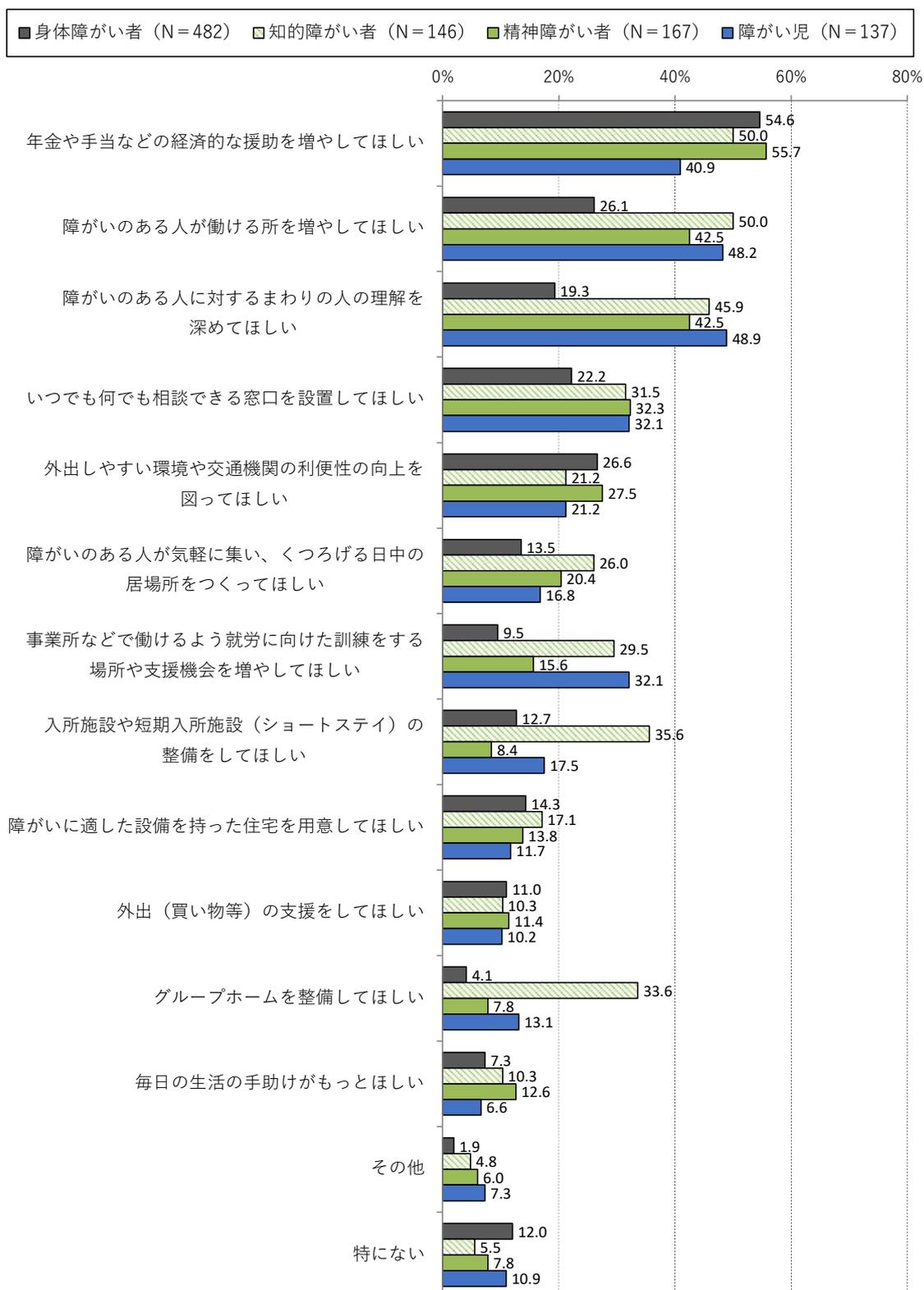
## (2) 外出に関して不便や困難を感じること

外出に関して不便や困難を感じることは、身体障がい者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」(22.8%)、知的障がい者では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」(35.6%)、精神障がい者では「まわりの人の目が気になる」(29.3%) がそれぞれ最も多くなっています。



### (3) 障がい者への支援として行政が充実すべきこと

行政が充実すべき障がい者支援については、身体障がい者と精神障がい者では「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」（身体障がい者：54.6%、精神障がい者：55.7%）、知的障がい者では「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」、「障がいのある人が働ける所を増やしてほしい」（50.0%）がそれぞれ最も多くなっています。



## 第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

### 1 理解と交流

社会のあらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消を進めるためには、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う差別のない社会を目指す必要があります。

障がいや障がいのある人に対する誤った認識は誤解や偏見を生み、障がいのある人が社会に参加する上での大きな阻害要因となります。

あらゆる場面を通じて障がいや障がい者について理解の促進を図り、障がいや障がいのある人に対する差別や偏見を解消していく必要があります。

#### (1) 障がい者への理解と差別解消の促進

##### 【現状と課題】

平成25年6月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）では、行政機関による障がいを理由とする差別の禁止や障がいのある人に対する合理的配慮の提供が求められています。

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から、これまで民間の事業者において「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされることとなりました。

本市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づく那珂川市職員対応要領」に基づき障がいのある人に対し合理的配慮を提供するとともに、職員研修・啓発の実施、相談体制の整備等に取り組むとともに、市報等で障がい者理解に向けた啓発・広報活動を行ってきました。

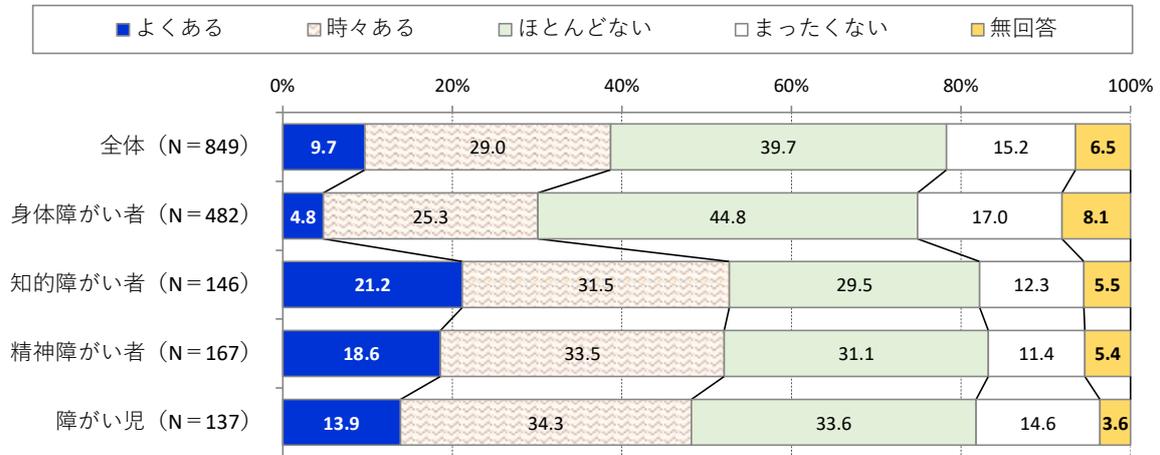
令和5年度に実施した障がい者福祉に関するアンケート調査によると、ふだんのくらしのなかで、障がい者への差別や偏見を感じたことが「よくある」または「時々ある」と回答した人の割合は全体の約4割となっており、特に知的障がい者と精神障がい者で差別を経験したことがある人の割合が高くなっていることが分かります（図表18）。

また、どのような機会に、障がい者への差別や偏見があると感じるかを尋ねたところ、身体障がい者では「まちかどでの人の視線」、知的障がい者では「まちかどでの人の視線」や「店での扱いや店員の態度」、精神障がい者では「仕事や収入」と答えた人の割合が高くなっており、本市における障がいのある人に対する理解は、十分とはいえない状況です（図表19）。

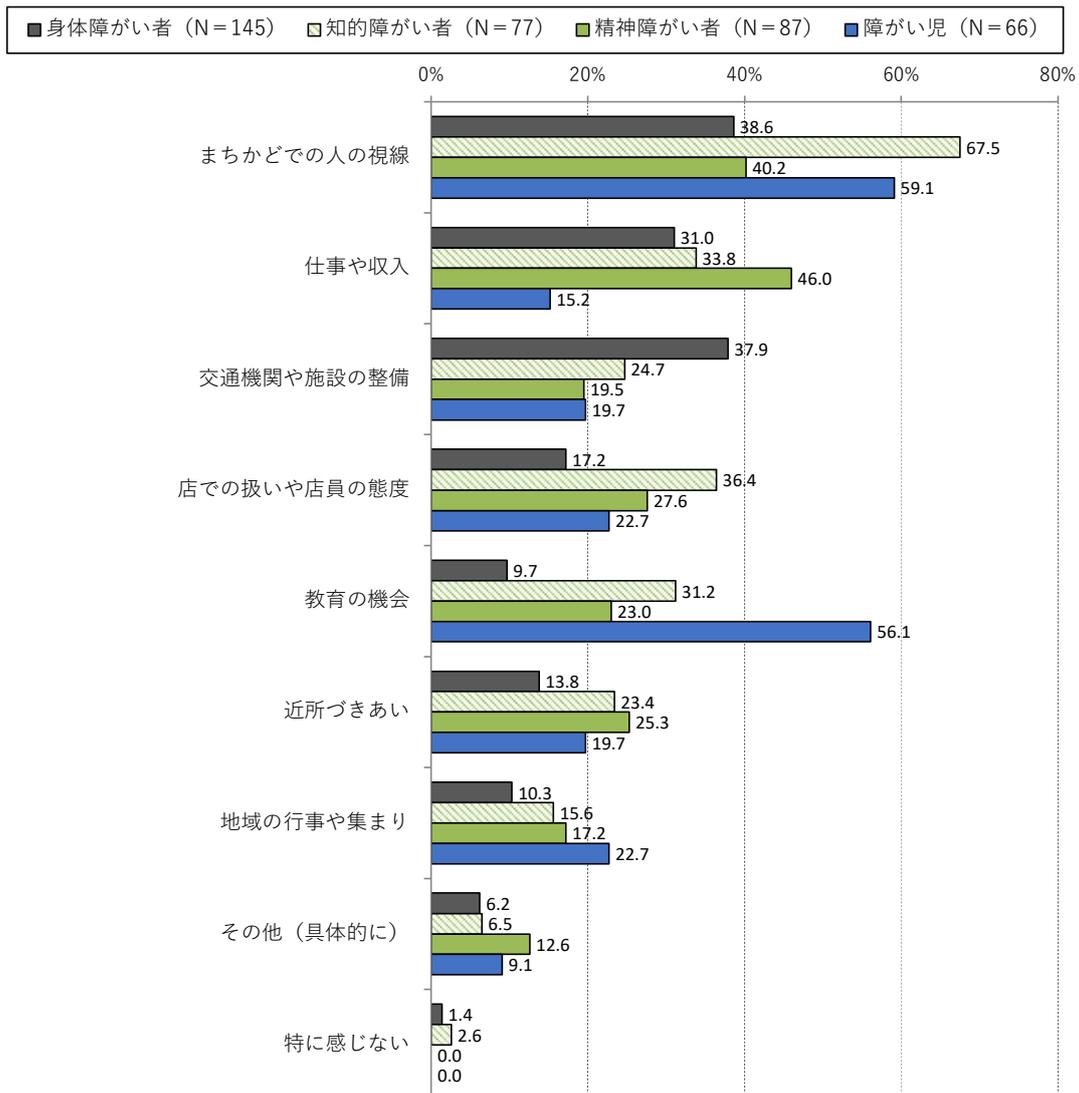
同様に、市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるかをたずねたところ、「あまり深まっていない」「まったく深まっていない」と回答した人は26.3%と、「かなり深まった」「まあまあ深まった」と回答した人の21.0%を上回っており、依然として差別の背景にある障がい者に対する住民の理解の低さを感じる人が少なくないことがわかります（図表20）。

あらゆる場面での差別がなくなるよう、さまざまな広報媒体や行事等をとおして幅広い啓発・広報活動を継続的に行い、障がい者について正しい理解や認識を深めていく必要があります。

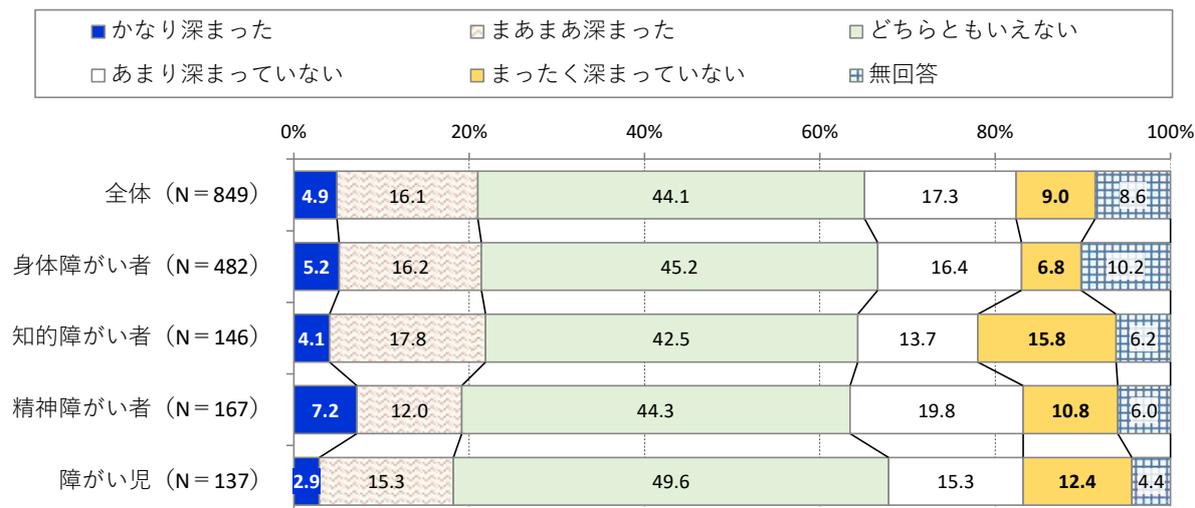
図表 18 差別や偏見を感じた経験



図表 19 どのような場面で差別を感じるか



図表 20 市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか



【今後の取り組み】

①市の広報紙や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実

国、県などの啓発パンフレットを有効的に活用するとともに、「広報なかがわ」等を利用した啓発・広報活動や啓発資料の作成、配布に努め、障がい特性や障がい者とコミュニケーションを図る上での留意点など、障がい者に対する理解の促進を図ります。

また、目や耳、言語の障がい、内部障がいや難病、知的障がい、精神障がい、認知症など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク・ヘルプカード<sup>※4</sup>」を周知・啓発するとともに必要とする人への配布を継続していきます。

②「障がい者週間」等の周知

「障がい者週間（12月3日～12月9日）」及び「障がい者の日（12月9日）」の周知に努めるとともに、様々な意識啓発に係る取り組みを通じて、障がい者に対する理解の促進を図ります。

③人権教育・福祉教育の充実

幼い頃から人権や社会福祉に関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。

また、福祉教育を通じて人権の大切さや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、思いやりや助け合いなど福祉のこころを育む教育を推進するため、小中学校における障がい者やその団体との交流や社会福祉施設等でのボランティア体験学習の実施に努めます。

※4 ヘルプマーク・ヘルプカード：目や耳、言語の障がい、内部障がいや難病、知的障がい、精神障がい、認知症など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのもの。

#### ④生涯学習における福祉講座等の充実

障がい者福祉に対する住民の関心を一層高めるため、人権・福祉分野の講座や講演会など、日頃から人権、福祉について学べる場の充実を図ります。

#### ⑤障がい者差別解消の推進

国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障害者差別解消法に基づき設置した「障害者差別解消支援地域協議会<sup>※5</sup>」において、障がいを理由とする差別解消についての情報共有や課題の整理を図り、効果的かつ円滑な研修活動を行うとともに、市報やホームページ、SNSその他あらゆる媒体を通じた効果的な広報・啓発活動を推進します。

また、国の基本方針に基づき、社会的障壁<sup>※6</sup>の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

---

※5 障害者差別解消支援地域協議会：社会生活を円滑に営む上での困難を有する障がい者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される組織。法第17条第1項の規定により、国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。

※6 社会的障壁：障がい者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの。

## (2) 地域住民等との交流の促進

### 【現状と課題】

障がいや障がいのある人に対する差別や偏見を解消していくには、障がいのある人と障がいのない人とのふれあいを促進していくことで、本市に暮らすすべての人の障がいへの理解を深め、ノーマライゼーション<sup>※7</sup>の理念の浸透を図る必要があります。そのためには、障がい者やその家族との交流などを通じて、地域で支え合う社会を築いていく必要があります。

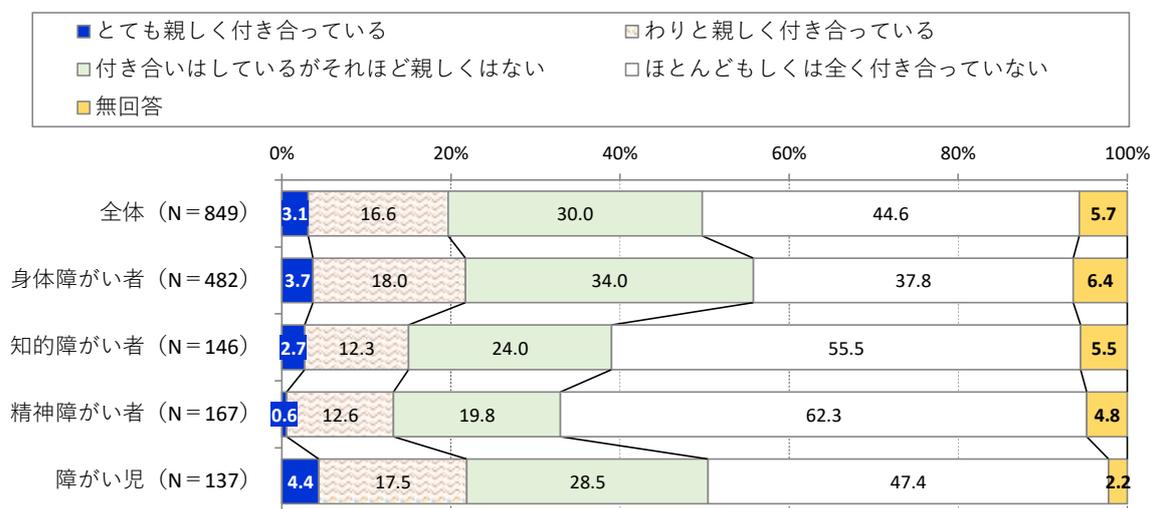
しかし、人口構造の変化やライフスタイルの多様化、更には新型コロナウイルス感染症による外出自粛や新しい生活様式の定着等により、近年、住民の地域への関心や住民同士のつながりが希薄化しています。

アンケート調査においても、近所付き合いについて、7割以上の方が「付き合いはしているがそれほど親しくはない」「ほとんどもしくは全く付き合いがない」と回答しており、地域とのかかわりが薄れている様子が伺えます（図表 21）。

障がい者の地域活動への参加状況についても、7割以上が「参加していない」と回答しています（図表 22）。

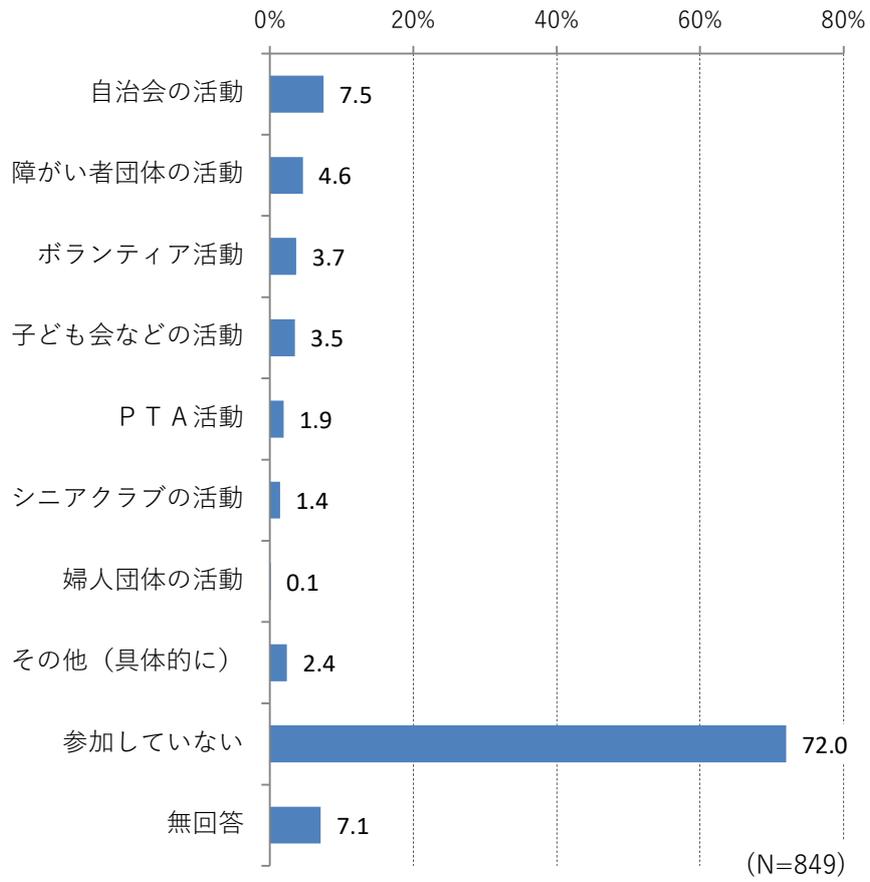
地域住民の障がいへの理解を深めるためにも、障がいのある人が様々な地域活動に参加し、交流をさらに広げるための環境をつくっていくとともに、希薄化する地域の関係性の中で、障がいのある人が孤立しないよう、地域で支え合う社会を築いていくための交流のあり方を模索していく必要があります。

図表 21 近所付き合いについて



※7 ノーマライゼーション：障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

図表 22 参加している地域活動



## 【今後の取り組み】

### ①啓発イベントと交流の充実

福祉事業所や関係団体との連携により障がいのある人の地域活動への参加を促進します。また、広報活動を強化して福祉事業所や関係団体で実施している地域との交流イベント等の活動を周知し、参加者の拡大を図ります。

さらに、障がいのある人が参加できるサークルや趣味の活動、ボランティア団体等の情報を積極的に提供し、活動の促進に努めます。

### ②地域の活動・行事や集まりの中での交流の促進

障がい者が地域で自立した生活を送るために、地域の行事や集まりの中で、障がい者の地域生活について共に考える機会が増えるよう、地域で行われる行事等に、障がいのある人が積極的に参加し、交流の輪がさらに広がるよう促します。

また、各種行事・イベントについても、障がい者が参加しやすいものとなるように努めることで、地域住民との交流の機会の充実を図ります。

### ③ボランティア活動の促進

那珂川市ボランティア支援センター「くるりんボ」を拠点として、ボランティアに関する様々な情報発信・情報提供・マッチング等を行い、地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、ボランティア活動の普及・拡大を図ります。

## 2 生活支援

障がい者施策の目指すところは障がい者の自立や地域生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域での生活を保障するところにあります。このため、利用者本位の考え方に立って、個々の障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備とサービスの量的・質的充実に努め、すべての障がい者が安心して地域での生活を送れるような支援体制を確立することが必要です。

### (1) 利用者本位の生活支援体制の充実

#### 【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、その人自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する必要があります。

本市では、平成31年4月1日に那珂川市障がい者（児）基幹相談支援センター<sup>※8</sup>を設置し、障がい者支援課窓口には障がい福祉相談員を配置し個別の相談に応じているほか、必要に応じて訪問相談支援員が戸別訪問を行うなどの相談支援を実施しています。

また、筑紫地区5市共同で設置している「筑紫地区地域活動支援センターつくしびあ<sup>※9</sup>」では、障がいのある方が地域の中で安心して自分らしい生活を送れるよう、電話、来所、訪問での相談等に応じています。

アンケート調査では、困った時の相談相手について7割近くが「家族・友人・知人」と回答している一方、市役所の窓口や相談支援事業所などと回答した人の割合は、相対的に少なくなっています（図表23）。

障がいに起因する困りごとや不安、悩みは、その障がいのある本人や家族以外にはなかなか理解してもらえないという現実があります。

アンケート結果で公的な相談窓口で相談するとの回答が少ないことや「相談する人がいない」と回答した人が少なからず存在していることから、相談したくてもできない、あるいは、相談する窓口を知らない障がい者も存在しているものと考えられます。

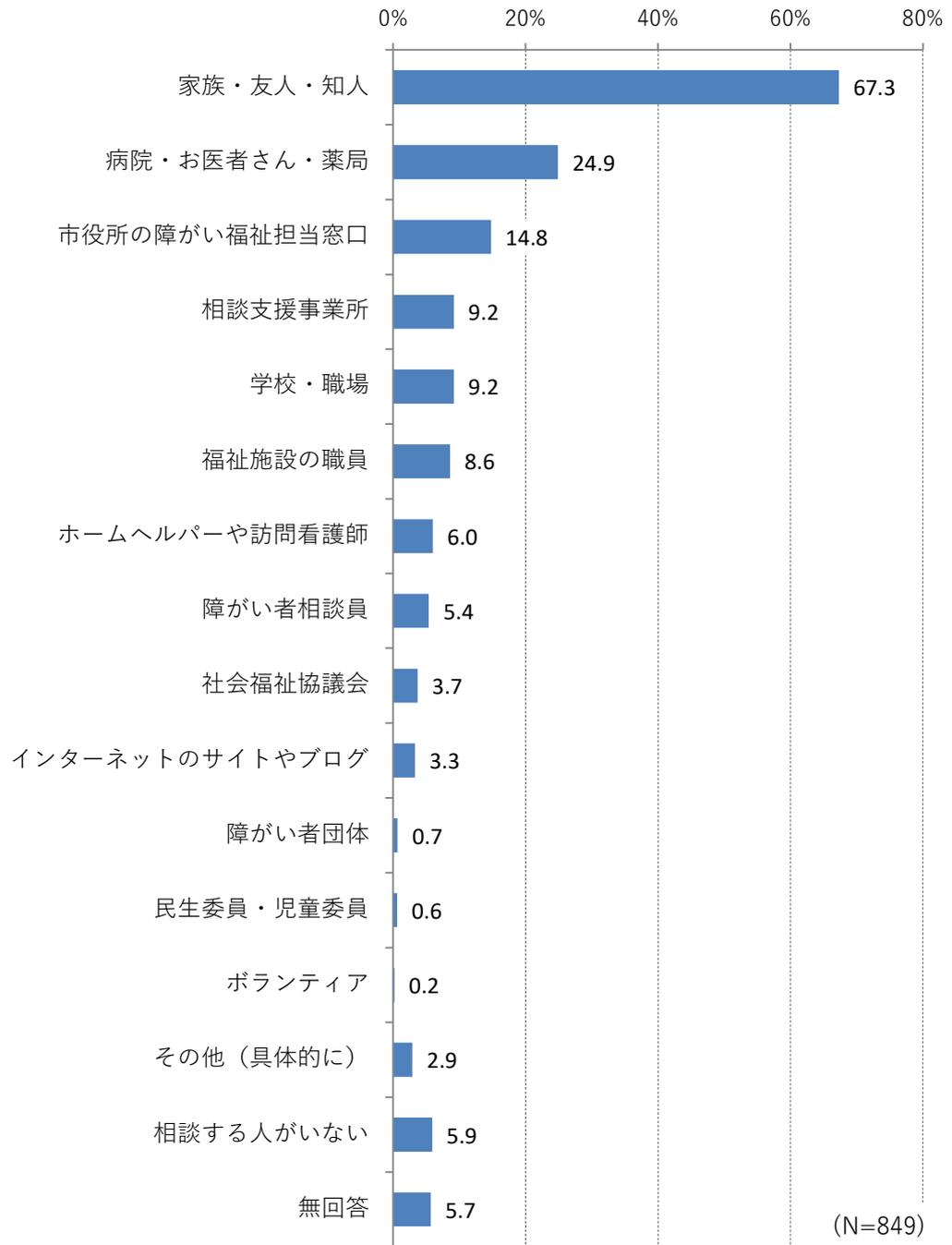
障がいのある人やその家族が困ったときに気軽に相談できる身近な相談支援体制を整備するとともに、相談窓口やサービスに関する情報の提供を今後も積極的に進め、専門職員の養成・確保を図ることで、気軽にすぐ相談できる環境を作っていく必要があります。

---

※8 那珂川市障がい者（児）基幹相談支援センター：障がいに関する地域の相談支援の中核的な役割を担う機関。障がいに関する総合的・専門的な相談や指定相談事業所等に対する助言・指導、障がい者の虐待防止に関する事業、権利擁護・成年後見制度利用支援に関する業務などを行う。

※9 筑紫地区地域活動支援センターつくしびあ：春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、那珂川市に居住している障がい者やその家族に対し、各種相談や生活支援、交流事業などさまざまな自立支援と社会参加の促進のため支援を行う機関。

図表 23 こまったときの相談相手



## 【今後の取り組み】

### ①相談支援体制の充実

障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、那珂川市障がい者（児）基幹相談支援センターの機能を活用し、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

また、那珂川市障がい者（児）基幹相談支援センターにおいて指定相談支援事業者等に対する専門的な指導及び助言を行うことで、地域の相談支援体制の強化に努めます。

### ②障がい者ケアマネジメント体制の拡充

単に障がい福祉サービスの提供にとどまらず、障がい者のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障がい者のケアマネジメントを行うことができる相談支援体制の拡充を行います。

### ③「筑紫地区地域自立支援協議会<sup>※10</sup>」を核とした関係機関の連携の強化

「筑紫地区地域自立支援協議会」を地域の社会資源間のネットワークの核とし、この地域が抱えている障がい者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を行います。

さらに、那珂川市障害者福祉ネットワーク会議<sup>※11</sup>を活用し、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化及び地域資源の開発を促進します。

---

※10 筑紫地区地域自立支援協議会：筑紫地区（春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、筑紫野市）において実施する協議の場。保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野について、筑紫地区における課題を検討し、関係者によるネットワークの構築を図り、障がいのある人の地域生活の充実を推進する目的で活動する。

※11 那珂川市障害者福祉ネットワーク会議：障がい者関係団体及び障がい福祉従事者で構成される組織。障がい者に対する適切な支援や当事者だけでは解決困難な課題、地域課題の抽出などについて協議、検討を行う。

## (2) 福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

障がい者が地域で安心して生活でき、孤立することなく、その人らしく生活するためには、必要な時に、必要なサービスが受けられる環境が整っていることが重要です。また、日中の活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図るなど、生活全般を支える福祉サービスの充実が必要不可欠です。

アンケート調査によると、ひとり暮らしまたは家族で暮らしている人の主な介助者は、「親」(32.8%)と回答した人の割合が最も高く、2番目に高い「配偶者」(27.3%)を合わせると約6割(60.1%)となっており、障がいのある人の介助は家族に大きく依存している実態が分かります(図表 24)。

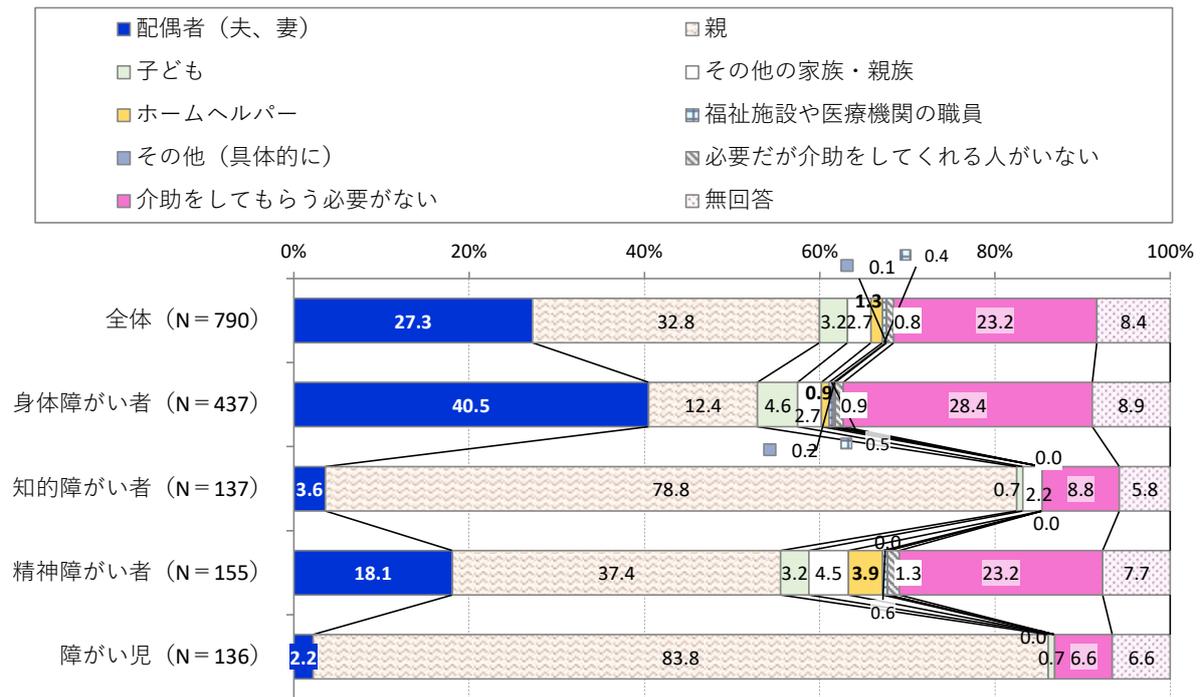
さらに、主に介助している家族や親族の困りごとについて、「自分自身の健康が不安」「将来の見通しが立てられない」「心身ともに疲れる」等と回答した人の割合が高くなっており、介助者の負担感の大きさが見て取れます(図表 25)。

将来、主に介助を担っている家族に万が一のことがあったとしても、障がいのある人の生活を支えることができるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援等、利用者のニーズに合ったサービス等の充実を図る必要があります。

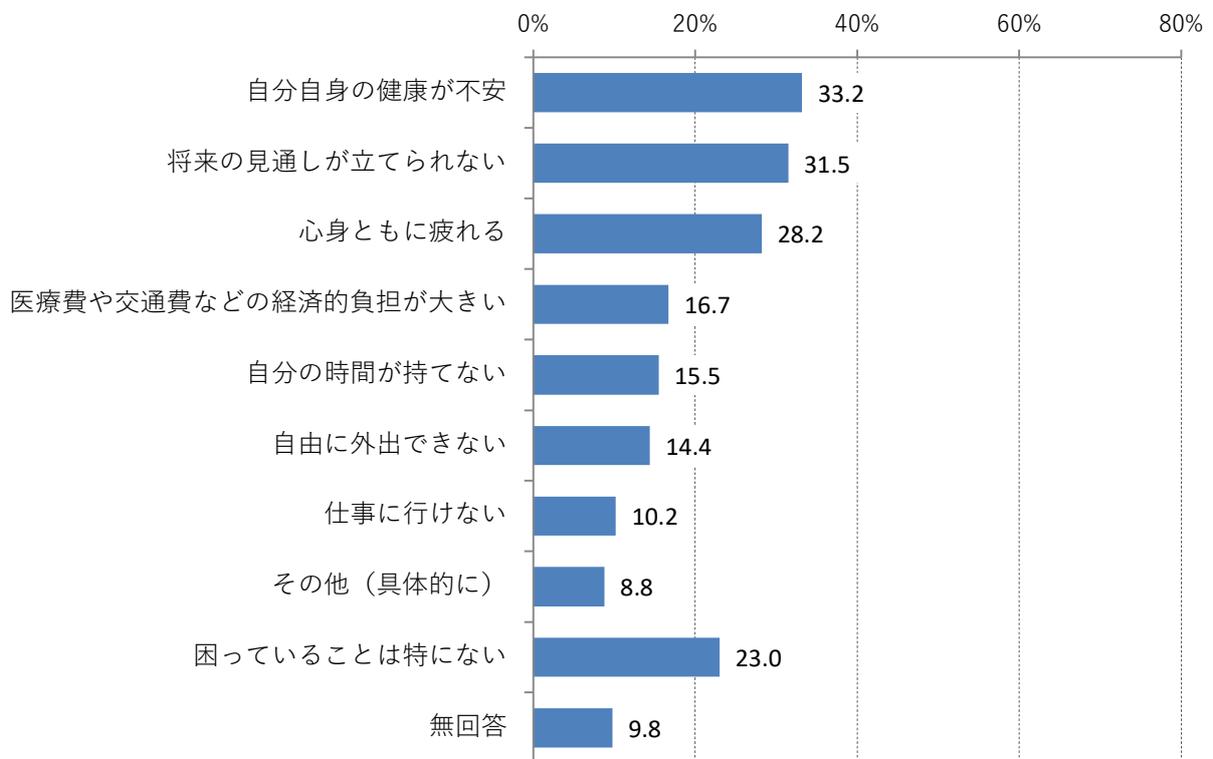
また、障がい福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、施設入所・入院から地域生活への移行を推進することが定められており、障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような支援体制が求められています。

障がい者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間が必要であり時間を要するという現実があります。さらに、退院後の住まいの確保の問題や金銭管理をはじめとするさまざまなトラブルへの対応、適切な医療・サービスの提供体制の充実など、在宅生活を総合的に支える仕組みの構築が必要です。

図表 24 主に介助者している人



図表 25 主に介助している家族や親族の困りごと



(N=521)

## 【今後の取り組み】

### ①在宅者に向けた障がい福祉サービスの充実

居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保に努めるとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な人などに対して、多様な介護ニーズを有する障がい者に対応できる体制整備に努めます。

### ②短期入所（ショートステイ）・日中一時支援等のレスパイト<sup>※12</sup>支援の充実

在宅で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの利用が安心して行えるよう、短期入所サービスの提供体制の充実に努めます。また、障害福祉サービスを通じた家族のレスパイトなどの支援体制の充実に努めます。

さらに、障がい者の日中における活動の場を提供することで、障がい者の福祉の増進と家族や介護者の一時的な休息が図れることから、日中一時支援事業所や学校等関係機関と連携し、必要なサービス量の確保と利用促進を図ります。

### ③移動支援等の充実

障がい者の社会参加を積極的に進めるための、外出時における「移動支援」については、必要とされる人が適切に利用できるよう、移動支援事業、同行援護や行動援護サービス等の充実と必要なサービス量の確保に努めます。

また、福祉タクシー料金の助成を継続し、その周知に努め利用の拡大を図るとともに利用者のニーズに合った外出・移動支援の充実に努めます。

### ④補装具・日常生活用具の給付

重度障がいのある人等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の給付を行います。

補装具費の支給や日常生活用具の給付を行い、障がい者の経済的な負担を軽減することで日常生活を支援するとともに、必要な人が適切に利用できるよう、申請方法や修理などの情報提供や相談の充実に努めます。

### ⑤住宅改修及び自動車改造支援

障がい者が在宅で自立した生活ができるよう設置する手すりや段差解消等の住宅改修を支援するとともに、改修に関する適切な指導、助言、情報提供を行います。

また、自動車を運転するために、アクセル・ブレーキ・ハンドルなどを改造する必要がある障がい者を有する人に、改造に要した費用を助成します。

---

※12 レスパイト：在宅で生活する障がい者の家族等、主な介護者の負担軽減や休息のために、ショートステイや日中一時支援等のサービスを提供すること。

## ⑥入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実

自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域移行の進捗に合わせ必要に応じてグループホーム等、居住の場の提供支援に努め、地域生活への移行を支援します。

### (3) 障がい児支援・療育の充実

#### 【現状と課題】

障がいのある人が自立し、社会参加を果たしていくには、乳幼児期からその人の能力や可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの状態やニーズに応じた一貫した支援・教育を行っていくことが重要です。

また、乳幼児期からの適切な療育や教育は、その後の子どもの学習面や生活面に大きな影響を及ぼすと考えられることから、子どもの発達上の課題を早期に発見し、適切に対応することが重要です。

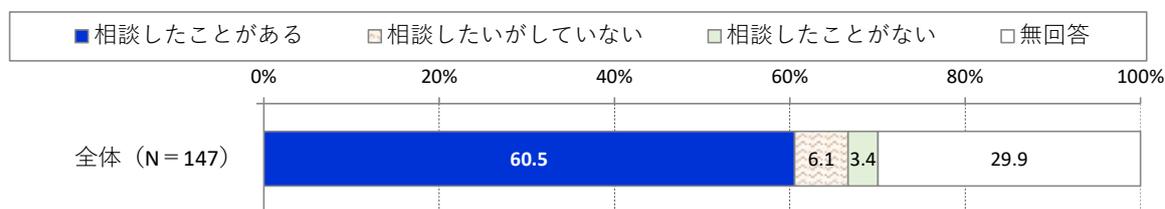
アンケート調査によると、障がいのある子どものことで相談した経験について、60.5%が「ある」と回答しています（図表 26）。

相談したい内容については、「育児や教育のこと」「進学・就職のこと」「お子さんの将来のこと」等の回答率が高くなっており、子どもの将来について不安を抱えている保護者が多い様子がうかがえます（図表 27）。

発達に課題のある子どもや障がい児の保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。悩みを抱え込んでしまわないよう、身近な地域で困っていることに応えられる支援体制を充実させていくとともに、保育・教育機関や保健センター、にじいろキッズ<sup>※13</sup>、特別支援教育センター<sup>※14</sup>等の関係機関が連携して一人ひとりの課題に応じた支援の提供体制を充実させていく必要があります。

また、医療的ケア児等の増加及び医療的ケアの多様化に伴い、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるようにするため、令和 3 年 6 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児等支援法」という。）が制定、同年 9 月に施行されました。医療的ケア児の日常生活を社会全体で支え、個々の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行うことが求められています。

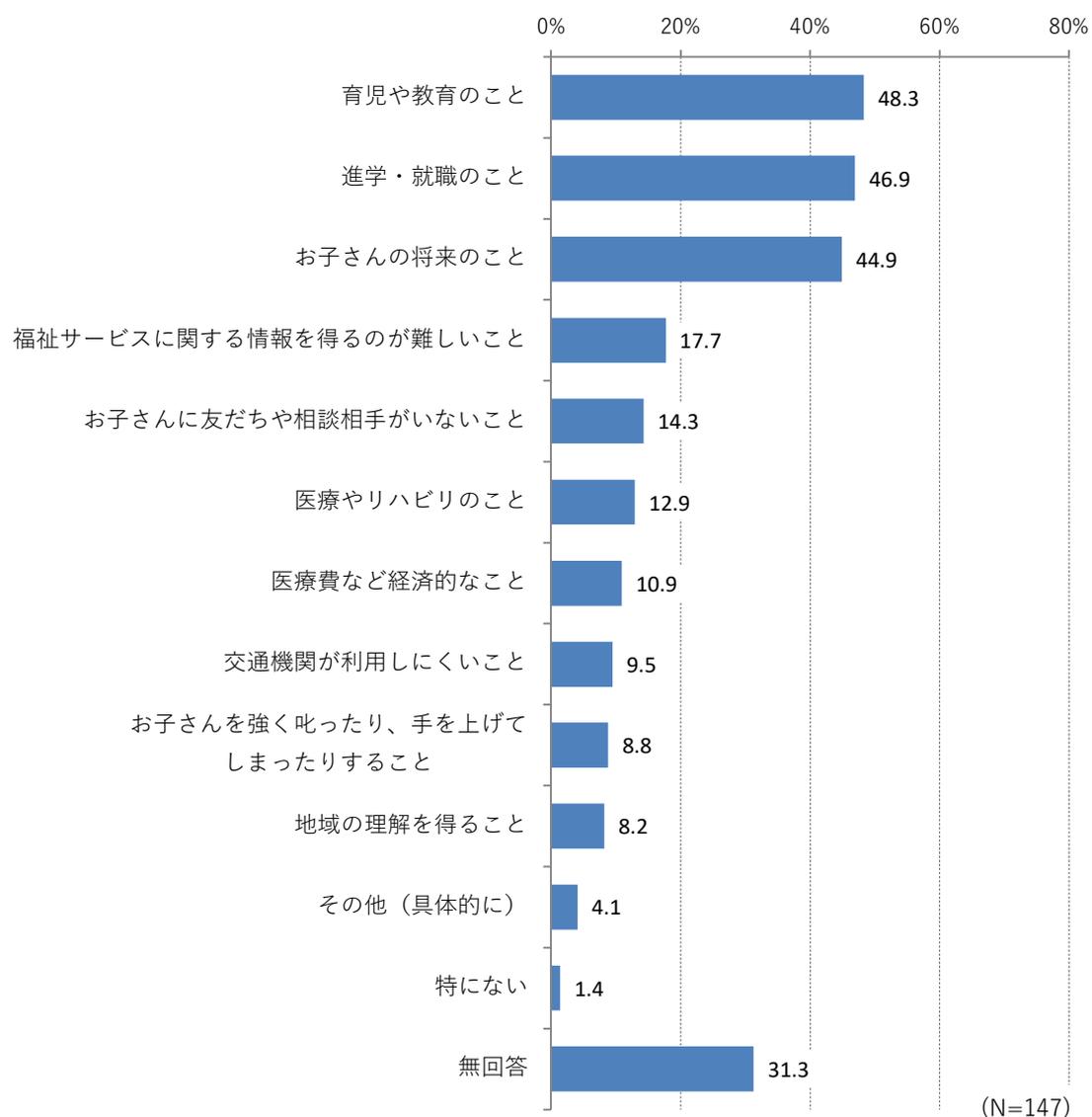
図表 26 障がいのある子どものことで相談した経験



※13 にじいろキッズ：療育支援センター「にじいろキッズ」。那珂川市在住の乳幼児とその保護者を対象とした相談・療育機関。

※14 特別支援教育センター：障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために必要な適切な指導及び必要な支援を行う機関。

図表 27 障がいのある子どものことで相談したい内容



## 【今後の取り組み】

### ①相談支援体制の充実

発達の遅れが気になる子どもを早期に発見し、保護者とその子どもが身近な生活の場で、早期に適切な療育支援を受けることができるよう、乳幼児健診時の相談やことばと発達の相談、教育相談など、乳幼児とその保護者を対象とした相談体制の充実を図ります。また、那珂川市障がい者（児）基幹相談支援センターの機能を活用し、子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めた総合的な支援を行い、また保育所（園）・幼稚園・学校・医療機関・福祉サービス事業所などをつなぐことで継続的な支援が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。

### ②児童発達支援及び放課後等デイサービスの質の向上

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられるよう、未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う児童発達支援の療育環境の充実を図ります。

学齢期における支援のため、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービスの療育環境の充実を図ります。

### ③日中一時支援等のレスパイト支援の充実

障がい児の放課後等の居場所づくりと保護者等の負担軽減を図るため、日中一時支援等レスパイト支援の充実に努めます。

### ④障がい児保育・教育及び保育所等訪問支援サービスの充実

発達に課題がある子どもや障がい児が子どもの発達に適した保育を受けることができるよう、保育所（園）・幼稚園と専門機関の連携を行い、子どもの発達を促す保育内容の充実を図ります。

また、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のための支援に必要なサービス量の確保に努めます。

### ⑤医療的ケア児等への支援の充実

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行うご家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションを利用する家族に対して、支援を行います。

幼稚園、保育所及び認定こども園（以下、幼稚園等）において医療的ケア児の受入れを促進することにより幼児教育及び幼児保育の受け皿を拡大するとともに、訪問看護ステーションが幼稚園等へ訪問し、受け入れに必要な専門的な支援を行います。

## ⑥障がい児とその保護者同士の交流の促進

障がい児とその保護者同士が交流の機会を持つことで、お互いの経験を活かし、子育てに対する悩みや不安をいつでも気軽に相談しあえる環境をつくるため、保護者や関係機関との協働により、交流の促進を図ります。

## ⑦教育相談・教育支援体制の充実

特別な支援が必要となる可能性のある就学期の子ども及びその保護者に対し、療育センター「にじいろキッズ」、特別支援教育センターを中心として福祉部局と教育部局の連携を図り、情報提供や教育相談等を密に実施するとともに、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援につなげられるよう体制の充実に努めます。

## ⑧個々の特性と発達段階に応じた療育・教育支援の実施

療育センター「にじいろキッズ」における療育の充実を図るとともに、発達に課題がある子どもや障がい児一人ひとりの状態に合わせた療育・教育を提供するとともに、乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関において円滑な情報共有を図ります。

## ⑨早期療育の実施

早期発見から早期療育へ迅速な対応を行うために、引き続き乳幼児健診時の相談などから専門スタッフによる「ことばの相談」や「子どもの発達相談」などの相談の機会へとつなぎ、療育が必要な場合は、療育センター「にじいろキッズ」で早期療育を実施します。

## ⑩療育体制の強化及び療育指導等の促進

心身の発達に不安のある子どもと保護者が気軽に相談でき、子どもの発達の状況に応じた適切な指導・支援につながるよう、各関係機関が連携するなどして療育体制の強化を図ります。

市内保育所（園）・幼稚園などに対する療育センター「にじいろキッズ」スタッフによる巡回相談などを引き続き実施し、集団生活への適応のための指導や支援方法等の助言を通じて、保育所（園）・幼稚園などでも療育の視点が養えるよう療育指導等の実施を促進します。

### 3 保健・医療

障がいには、先天性のものと事故や疾病、生活の環境等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

また、障がい者には、定期的な医療を必要とする人がいる他に、その障がいのために健康の面での問題を抱えている人も多い状況です。

特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の実施が求められています。

このため、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしており、その一層の充実が必要であり、精神保健の分野については、適切な医療機関への受診を促進し、地域移行を円滑に行うと共に、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、支援体制や社会資源を整備することが求められています。

#### (1) 保健・医療・リハビリテーションの充実

##### 【現状と課題】

障がい者は、健康づくりや疾病予防のための情報を得る機会が少なく、設備や人的サービス面で健診を受けにくい状況にあります。特に、知的・精神障がい者の中には、病気の特性から病識が無く、適切な医療を受けることが難しい状況にある人が少なくありません。

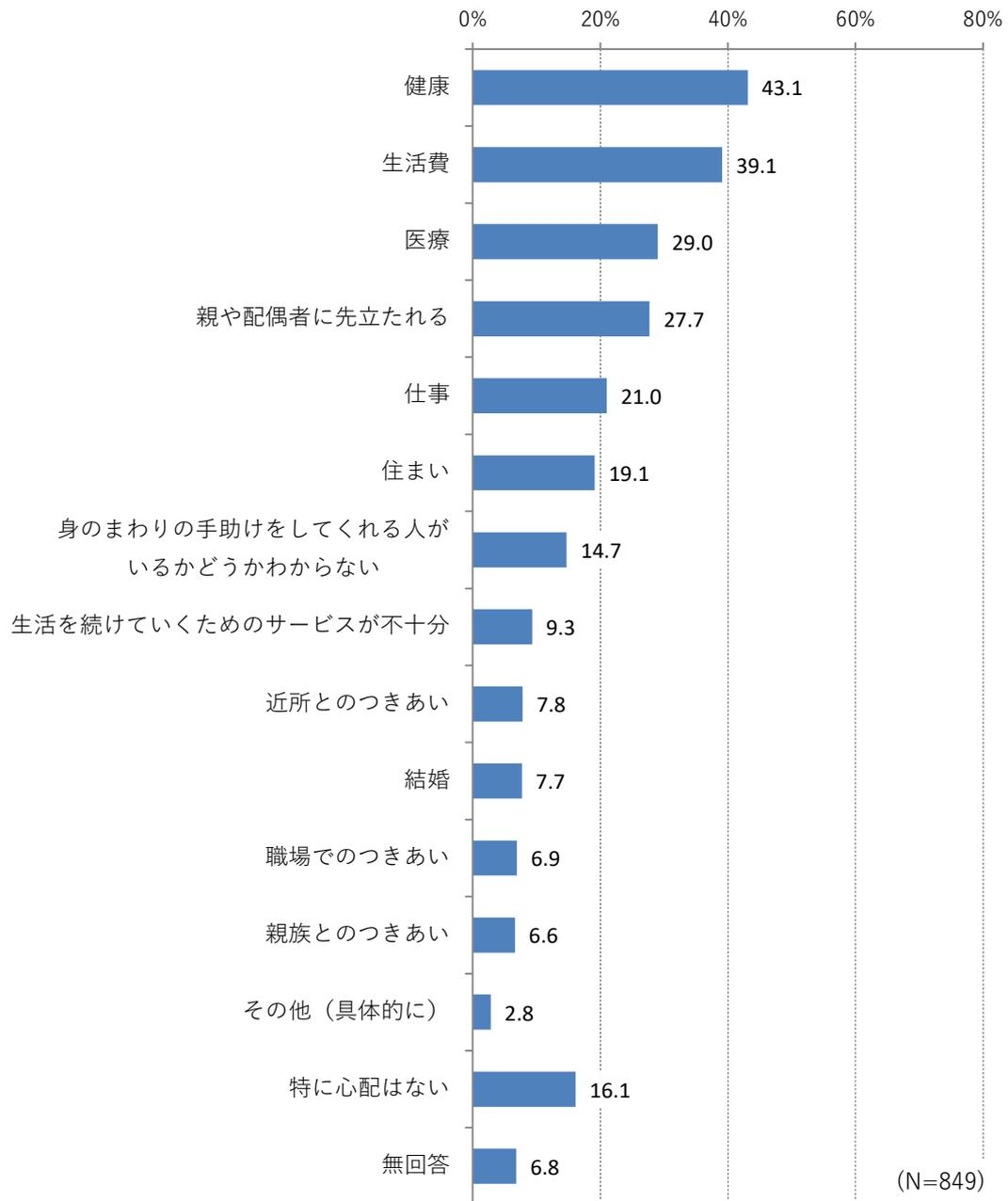
障がいのある人にとっての医療やリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために重要な役割を担っています。

アンケート調査では、今後暮らしていくなかで心配なこととして、「健康」「医療」と回答した人の割合が約3割となっており、保健・医療サービスに対する不安を感じている様子が伺えます（図表 28）。

高齢化等の影響や障がいの重度化・重複化により、今後、保健・医療・リハビリテーション等に対するニーズは今後も増大していくことが予想されます。

障がいのある人が身近な地域において適切な保健・医療サービスが受けられるよう、地域の医療体制等の充実を図ると共に、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障がい者の健康管理や医療の充実を図る必要があります。

図表 28 今後暮らしていくなかで心配なこと



## 【今後の取り組み】

### ①障がい者の保健に関する情報提供と特定健診の受診勧奨

障がい者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、障がい者も受診しやすい健診体制の整備に努め、病気の予防と早期発見・早期治療につながるよう、障がい者の受診を勧めます。

### ②医療及びリハビリテーションの充実

難病患者の難病医療費助成制度や、重度障がい者医療費支給制度、自立支援医療制度の利用を促進し、医療費の負担軽減を図ります。

また、症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や周辺の医療機関との連携を図り、治療と二次障がいの予防に努めます。

## (2) 精神保健対策の充実

### 【現状と課題】

令和5年3月に策定された国の「障害者基本計画（第5次）」においては、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことを目指し、入院中の精神障がい者の入院期間の短縮や地域移行を推進するため、専門医療機関と関係機関の連携強化や専門職等の人材育成、アウトリーチ<sup>※15</sup>によるサービス提供体制の充実等の取り組みを通じて、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うこととしています。

精神疾患については、正しい知識を持つことで初期の段階で気づき、早期に医療に繋げることが大切です。しかし、精神疾患に対する理解はまだ十分とは言えず、根深い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。

精神障がい者が地域で安心して自分らしく暮らすためには、医療等の充実だけでなく、精神障がいに対する正しい理解を促進し、心の健康相談や訪問指導等、精神障がい者に対する各種支援活動を推進していく必要があります。

また、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

### 【今後の取り組み】

#### ①精神保健知識の普及・啓発と心の健康づくりの推進

うつ病の予防やストレス対策等、メンタルヘルスに関する正しい知識について普及・啓発を行い精神疾患の発症を予防するとともに、精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、家庭や学校、地域や職場において、心の健康づくりを推進し、精神保健の知識及び精神障がい者への正しい理解について普及・啓発を行います。

また、思春期は人格形成上重要な時期であり、ひきこもり、不登校などさまざまな精神保健上の課題が表面化しやすいという事実を踏まえ、スクールカウンセリングの充実に努めるとともに、「福岡県ひきこもり地域支援センター」とも連携し、ひきこもりに悩む本人とその家族の支援を図ります。

#### ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたシステムのことです。精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、相談支援事業所等と連携し、精神障がい者の地域移行・定着支援等を着実に進めるとともに、地域包括ケアシステムの構築を行い、地域共生社会の実現を目指します。

---

※15 アウトリーチ：アウトリーチは「手を伸ばすこと」を意味し、サービス提供者側が現場に向かう出張サービスをアウトリーチ型のサービスと言う。

### (3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

#### 【現状と課題】

障がいは、先天的なものや後天的なものなど、さまざまな原因があります。

身体障がい者の障がいの原因は、特に後天性疾病によるものが多く、中でも脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものが増加しています。このため、生活習慣病の予防対策が、障がいの予防に一定の効果を有するものと考えられます。

本市では、那珂川市保健センターや市内医療機関等で各種健診を実施し、疾病の早期発見・早期対応のための体制の整備に努めているほか、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児への乳幼児健診等を実施し、成長・発達の確認や課題の早期発見に努め、必要に応じ専門機関への相談を勧めたり、医療機関を紹介したりしています。妊産婦・新生児については、訪問や電話等により、子育て環境の確認や保護者支援を継続的に実施しています。

生活習慣病や合併症を予防するためには、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康など、さまざまな分野での生活習慣の改善による健康増進だけでなく、医療連携体制の推進や健康診査・保健指導の実施等に取り組む必要があります。

また、先天的な疾病や障がいについても、早期に発見し適切な治療、療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができることから、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談といった母子保健事業の充実も重要です。

精神疾患については、正しい知識を持つことで発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療に繋げることで、重症化の防止も可能となります。しかし、精神障がいに対する理解はまだ十分とは言えず、偏見も根強く残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障がいに対する偏見をなくしていく取り組みも必要です。

#### 【今後の取り組み】

##### ①妊産婦に対する保健事業の充実

妊娠初期から異常の早期発見、安全な出産が行えるように妊婦健診に対する助成や妊婦に対する相談等の充実に努めます。

##### ②乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や相談で発達を促すような関わりや保護者支援の充実に努めるとともに、障がいの早期発見、早期対応に努めます。

また、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨や療育機関の紹介を行い、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進します。

### ③生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進

特定健診と保健指導により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、若いうちからの予防重視の健康づくり事業を展開し、市民一人ひとりの生活習慣の向上と改善を図るとともに、生活習慣病の発症及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

### ④精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進

ストレス対策や心の健康づくりなどを促進し、精神疾患の発症を予防するとともに、保健事業やかかりつけ医等との連携による精神疾患や障がいの早期発見・早期治療を促進するため、うつ病などの心の病気は誰にでも起こりうること、治療で回復すること、一人で抱え込まないことなどを広く市民に知らせます。

## (4) 難病に関する施策の推進

### 【現状と課題】

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障がい者等の対象に「難病患者」が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

さらに、障害者総合支援法の改正に伴い、令和 6 年 4 月より、難病指定疾病が 366 疾病から 369 疾病に見直されることとなりました。

地域で生活する難病患者の日常生活における相談や障がい福祉サービス等の支援体制を充実させるとともに、難病についての理解の促進を図るための情報の提供が必要です。

### 【今後の取り組み】

#### ①難病患者に対する支援体制の充実

難病患者が健康で自立した生活を送ることができるよう、那珂川市障がい者（児）基幹相談支援センターの機能を活用し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援の充実、各種事業の実施やその周知に努めます。

#### ②難病等の特性理解と協力の促進

難病患者等に対する障がい福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、関係機関と連携し、難病に対する理解と協力の促進を図ります。

## 4 教育、文化芸術活動・スポーツ等

ノーマライゼーションの理念の下で、教育は障がいのある子どもも、障がいのない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもと共に受けることのできる教育（インクルーシブ教育）システムを構築しなければなりません。

また、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うための環境整備等も求められています。

### (1) インクルーシブ教育システムの構築

#### 【現状と課題】

「障害者の権利に関する条約」第 24 条によると、インクルーシブ教育システムとは、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築にあたっては、障がいのある子どもが合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障がいのない子どもと同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図る必要があります。

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学ぶことができ、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努める必要があります。

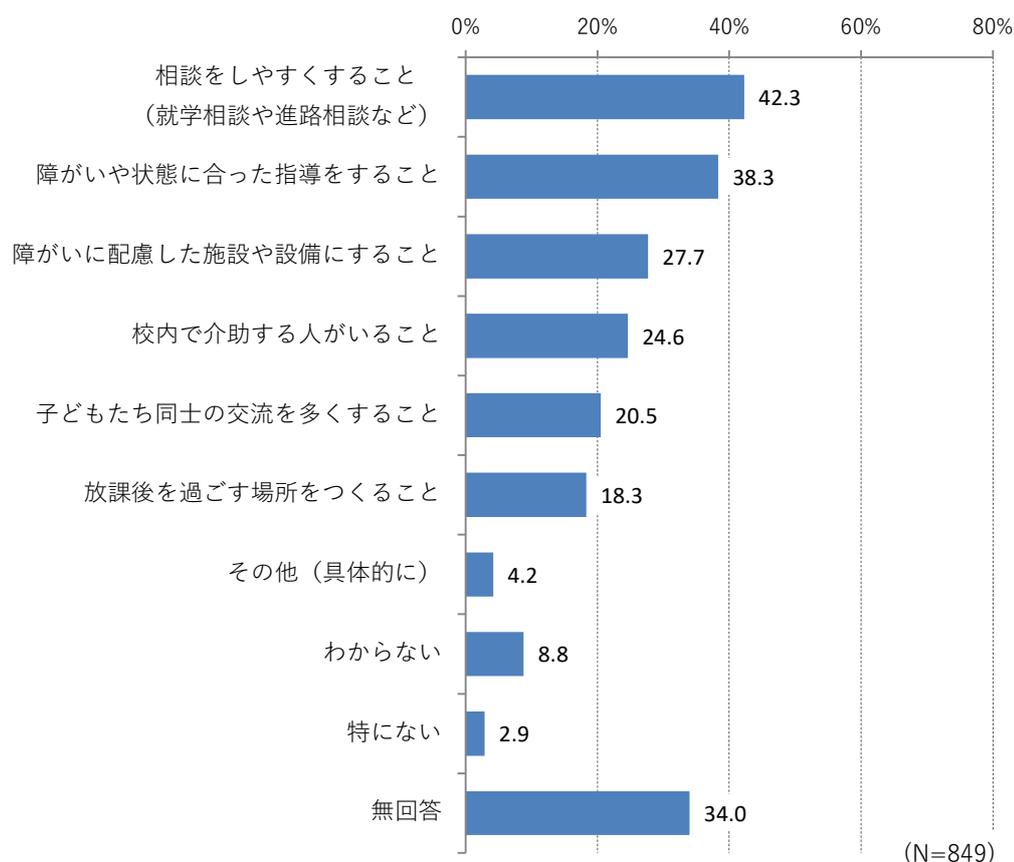
アンケート調査でも、障がいのある子どもの教育環境について「相談をしやすくすること（就学相談や進路相談など）」「障がいや状態にあった指導をすること」「障がいに配慮した施設や設備にすること」等と回答した人の割合が高くなっており、教育現場において、その子の障がいや特性に合った指導等に対するニーズが高い様子が伺えます（図表 29）。

本市では、障がいのある子どもの教育に関して、特別支援教育センターが随時相談に応じ、教育支援委員会で、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう本人及び保護者の意思を尊重したうえで就学先を総合的に判断し、教育的ニーズと必要な支援について検討を行います。就学後についても、その子の状況を把握し、必要に応じて相談を継続し、学びの場の見直しを柔軟に行い、その子の成長にとって最も望ましい教育環境を提供するよう努めています。

今後も可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や支援内容等に関する情報の取扱いに十分留意しながら、必要に応じて関係機関で共有・活用していくことが大切です。

そのためにも本人と保護者を中心にすえ、医療、保健、福祉、就労支援等との連携の下、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な支援・指導・教育を行わなければなりません。

図表 29 障がいのある子どもの教育環境について必要と思うもの



## 【今後の取り組み】

### ①就学及び教育支援体制の充実

障がいのある子ども一人ひとりの実態に即した就学となるよう、障がいの多様化に対応できる教育相談体制を整え、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、本人が必要とする合理的配慮の内容及び適切な学びの場を決定します。

また、障がいのある子どもの発達の種類、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を促します。

## ②個々の特性と発達段階に応じた教育支援の実践

障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな指導・支援ができるよう、関係機関等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、その計画の実施、評価を行います。

また、個別の教育支援計画や個別の指導計画が確実に引き継がれ、適切な就学指導及び進路指導がスムーズに行われるよう、各学校の特別支援教育コーディネーターがコーディネートを行います。定期的に幼稚園、保育所（園）、障がい者支援課、子育て支援課、こども応援課等の関係部署と連携し、情報の共有を図るとともに、学校卒業後の自立及び社会参加を目指し、就労支援機関との連携構築を図ります。

## ③教職員の資質能力の向上と支援体制の充実

特別支援教育の充実のため、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級及び通級指導担当者を対象にした研修等を一層充実させ、発達障がいを含む障がい種別の多様化、質的な複雑化に対応できる体制の充実を図ります。

また、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促進し、教職員の障がいに対する理解や対応力、指導力等、スキルの向上を目指します。

## ④教育環境の整備の推進

障がいのある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を検討するとともに、個々のニーズに応じたICT機器の活用を推進します。

また、障がいのある子どもの就学機会を拡充し、子どもが安全で快適に学校生活を送れるように、可能な限り学校の施設や設備を個々の状態に配慮したものとなるよう改善に努め、学校施設のバリアフリー化を推進します。

## (2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

### 【現状と課題】

平成 30 年 6 月に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」が公布・施行されました。

障がい者が文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションに参加することは、障がい者の生活を豊かにし、自立と社会参加を促進するだけでなく、地域社会の人々の障がい者に対する理解と認識を深める事にもつながります。

また、レクリエーション活動を通じて、障がい者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、体力の増強や交流、余暇の充実にもつながります。

アンケート結果を見ると、スポーツや文化活動に「参加している」と回答した人は全体の 17.0%となっている一方、「参加したいが、していない」と答えた人は 19.1%となっており、「参加しない」と回答した人とあわせて約 8 割がいずれの活動へも参加していない状況です（図表 30）。

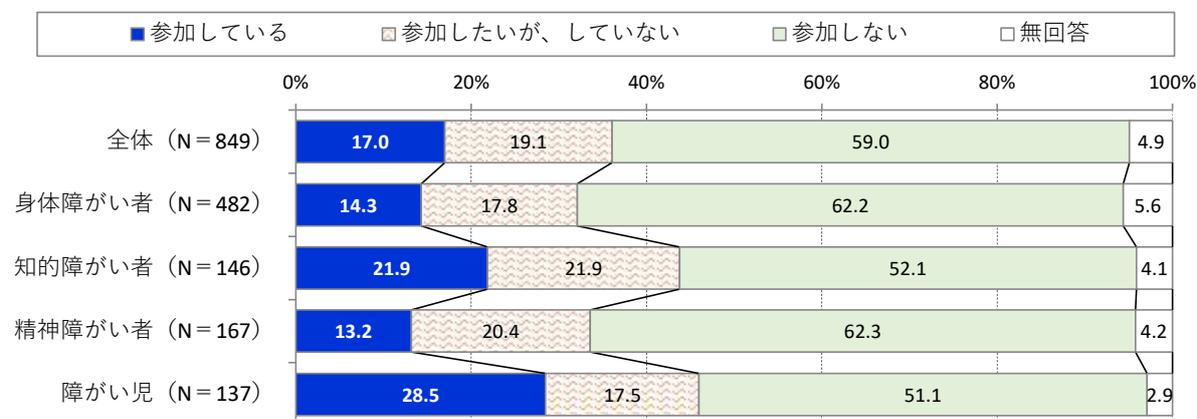
スポーツや文化活動に参加していない理由としては、病気や障がいのためと回答した人よりも、「どのような活動があるかわからない」と回答した人の方が多くなっています（図表 31）。

本市では、毎年、スポーツフェスタなどのスポーツイベントにおいて、フライングディスク体験や大会を実施し、障がいの有無に関係なくともにスポーツを楽しむことができる取り組みを推進しているとともに、スポーツ推進委員による誰でも簡単に楽しむことができるニュースポーツの指導・普及に取り組んでいます。

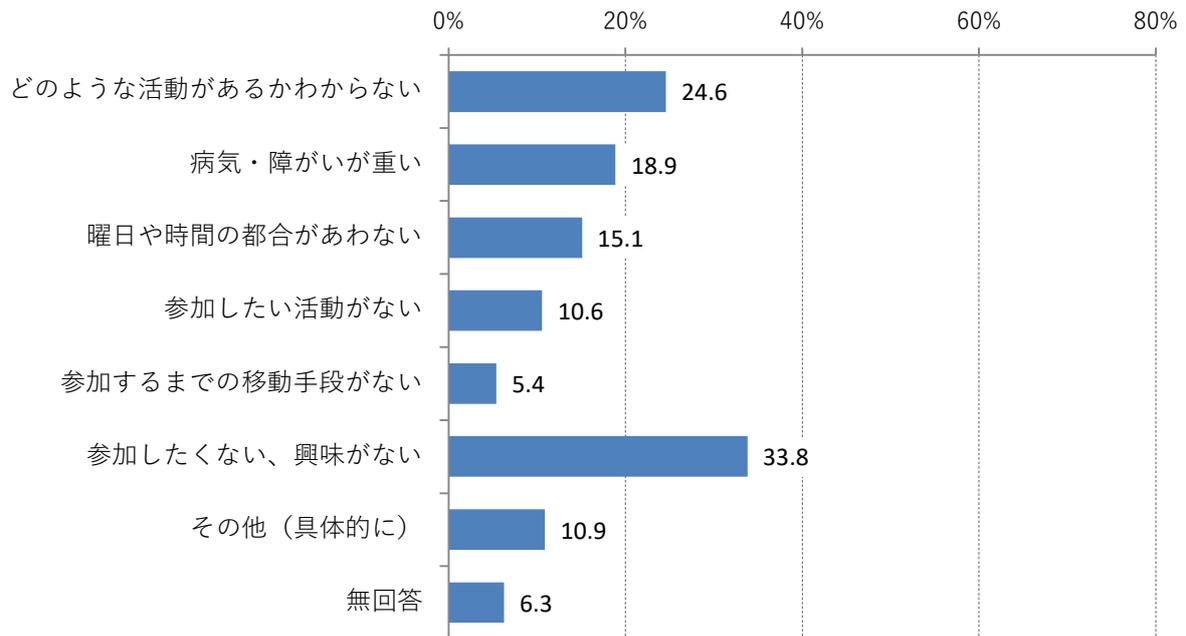
また、講演会等への登録手話通訳者の派遣・配置を行い、各種文化芸術活動への参加機会の拡大に努めています。

今後も障がいの種別、程度に関わらず、障がい者が参加しやすい環境を整え気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の拡大を図るとともに、これらの啓発・広報活動を強化していく必要があります。

図表 30 スポーツや文化活動などへの参加状況



図表 31 スポーツや文化活動などへ参加していない理由



(N=663)

【今後の取り組み】

①文化芸術活動の振興

障がい児・者支援ボランティア団体及び当事者団体の文化芸術活動がより充実するよう相談対応や交流の機会提供などに努めます。

②各種イベント等への参加促進

市や関係機関が主催する各種行事・イベントや、地域ボランティア活動、祭り等の地域行事に、障がい者の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。

③障がい者スポーツの振興

スポーツのできる施設の整備、充実と現有施設の効果的な活用を図り「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に楽しむことができる生涯スポーツを推進します。

また、ニュースポーツ体験広場において、障がい者スポーツの種目を取り入れることで、障がい者スポーツの普及に努め、誰もが気軽にスポーツを楽しめる場を作ります。

#### ④学習活動の支援

那珂川市図書館、ミリカローデン那珂川、公立公民館等の社会教育施設において、障がい者の利用に配慮し、施設を活用した生涯学習の推進、文化芸術に触れる機会の確保に努め、すべての住民に開かれた活動の場をつくとともに、環境や条件整備及び情報提供に努めます。

#### ⑤点字図書・大活字本等の整備充実

那珂川市図書館では、対面朗読室や拡大読書機の設置、車いすや歩行補助器の貸出、点字図書や録音図書の郵送貸出を受け付けるなど、今後も障がい者が利用しやすい環境整備を行います。また、希望の点字図書がない場合は、リクエストに応じ、専門の点字図書館からの取り寄せを行います。

## 5 雇用・就業、経済的自立の支援等

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

### (1) 障がい者雇用の促進

#### 【現状と課題】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者及び知的障がい者、精神障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けられています。

法定雇用率についても、民間企業では現行の2.3%から2.7%、国及び地方公共団体においては、現行の2.6%から3.0%（教育委員会は2.5%から2.9%）となり、令和8年度までに段階的に引き上げられることとなっています。

また、雇用の分野での障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障がい者が職場で働く際の支障を改善するための措置として合理的配慮の提供を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されることになりました。

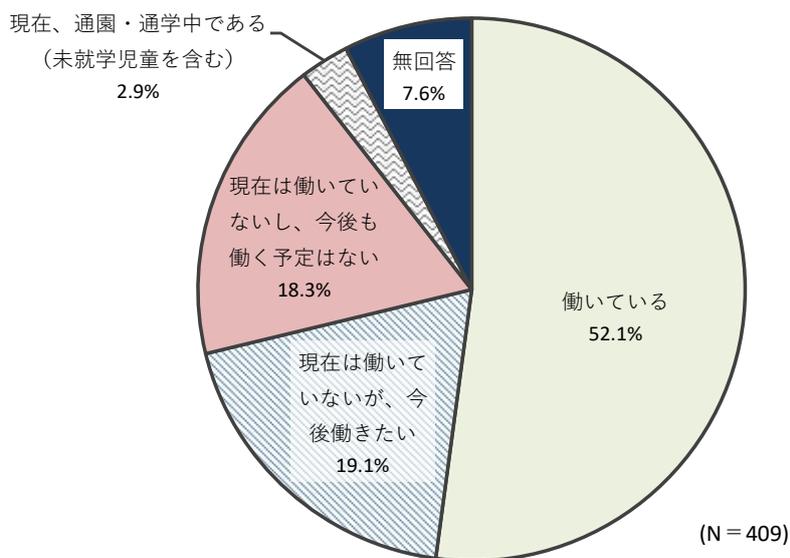
アンケート調査の結果をみると、18歳から64歳までの障がい者のうち、52.1%が現在「働いている」と回答しています（図表32）。

その就業形態をみると、全体の25.5%が「会社などで正社員・正職員として働いている」と回答していますが、障がい種別にみると、身体障がい者と比較して、知的障がい者、精神障がい者で非正規雇用やいわゆる福祉的就労の割合が高くなっています（図表33）。

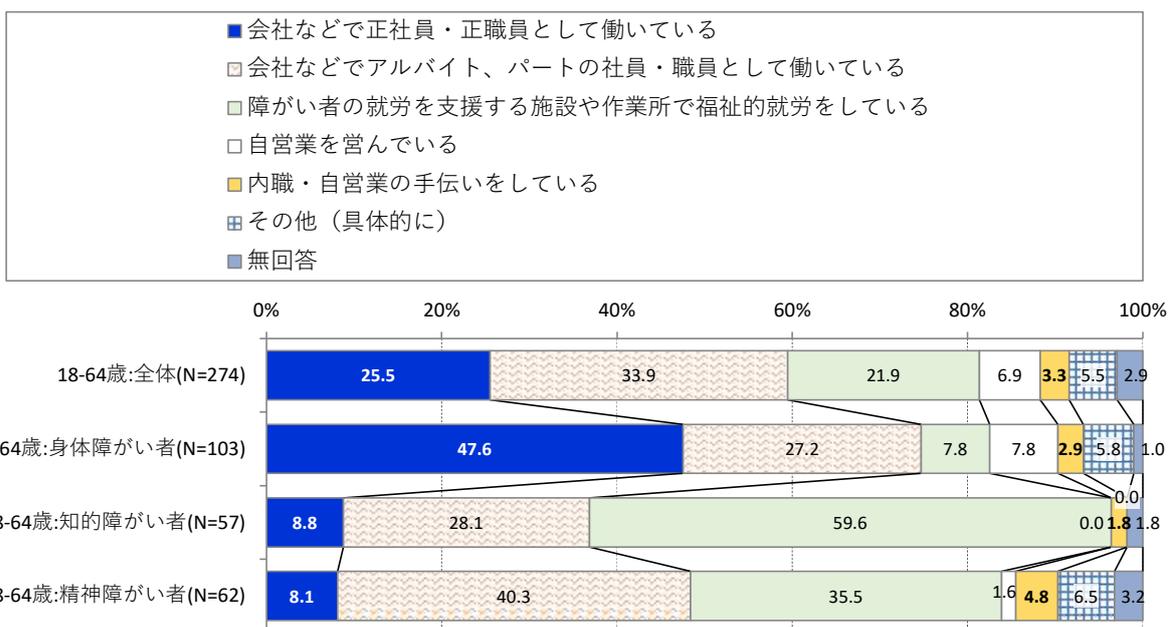
障がい者の就労を促進するためには、それぞれの適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、仕事内容や勤務条件などを含めた多様な就業の機会を確保するとともに、働く場において、周囲の人が障がいについて理解する必要があります。

そのためには、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進のための啓発等に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

図表 32 現在の就労状況（18-64 歳）



図表 33 現在の就業形態（18-64 歳・障がい種別）



## 【今後の取り組み】

### ①事業主等への啓発・広報

就労を希望する障がい者への支援として、ハローワークや障害者就業・生活支援センター<sup>※16</sup>、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めます。

また、職場でのコミュニケーション等に不安のある障がい者の雇用促進のために、商工会等を通じ地域の民間企業等に対して障がいの正しい理解を深めるための啓発・広報に努めます。

### ②市職員への障がい者雇用の促進

法定雇用率の引き上げに対応し、必要に応じて職員採用計画を見直しながら、法定雇用率が維持できるよう障がい者採用（雇用）の促進に努めます。

---

※16 障害者就業・生活支援センター：障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う機関。

## (2) 障がい者のための総合的な就労支援

### 【現状と課題】

働くことを望んでいる人のだれもが就業の機会を保障されなければなりません。障がいのあるなしに関わらず、誰もがその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指す必要があります。

平成 18 年の障がい者の就労促進を目指す障害者自立支援法の施行とともに、障害者雇用促進法が改正され、精神障がい者に対する雇用対策の強化など、障がい者の就労支援が拡充されました。

アンケート調査の結果をみると、現在就労していないと回答した人にその理由を尋ねたところと、「どんな仕事ができるかわからない」(26.1%)と答えた人が多くなっています(図表 34)。

また、障がい者の就労支援においては、就労の定着に向けた支援も重要です。令和 4 年の障害者総合支援法及び障害者雇用促進法の改正では、障がい者本人の希望や能力に沿った働き方の選択を可能にし、よりきめ細かい支援を提供するため、「就労選択支援」の創設、短時間労働者に対する実雇用率算定、障害者雇用調整金<sup>※17</sup>等の見直しと助成措置の強化が定められました。障がい者の就労支援体制は整いつつありますが、障がい者は就労先においてさまざまな問題を抱えていることも多く、全国的にみても、依然として離職率は高い状況にあります。

本市では、定着のための支援として、「福岡障害者職業センター<sup>※18</sup>」が実施するジョブコーチ(職場適応援助者)支援事業を実施していますが、それでも職場に定着するという事は非常に難しい課題であり、更なる支援の在り方の検討が必要となります。

今後も就労移行支援事業や就労継続支援を活用し、働く意欲や能力のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう支援を図っていく必要があります。

さらに、福祉的就労は、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、訓練を受ける場、働く場として、さらに一般的就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として重要な役割を担っています。一方で、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いという課題もあります。

調査結果でも、仕事上の悩みとして最も多く挙げられていたのは収入に関するものとなっています(図表 35)。

本市では、平成 25 年 4 月に施行された障害者優先調達推進法<sup>※19</sup>に基づき、発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所・作業所へ発注していますが、今後も継続的な発注に努める必要があります。

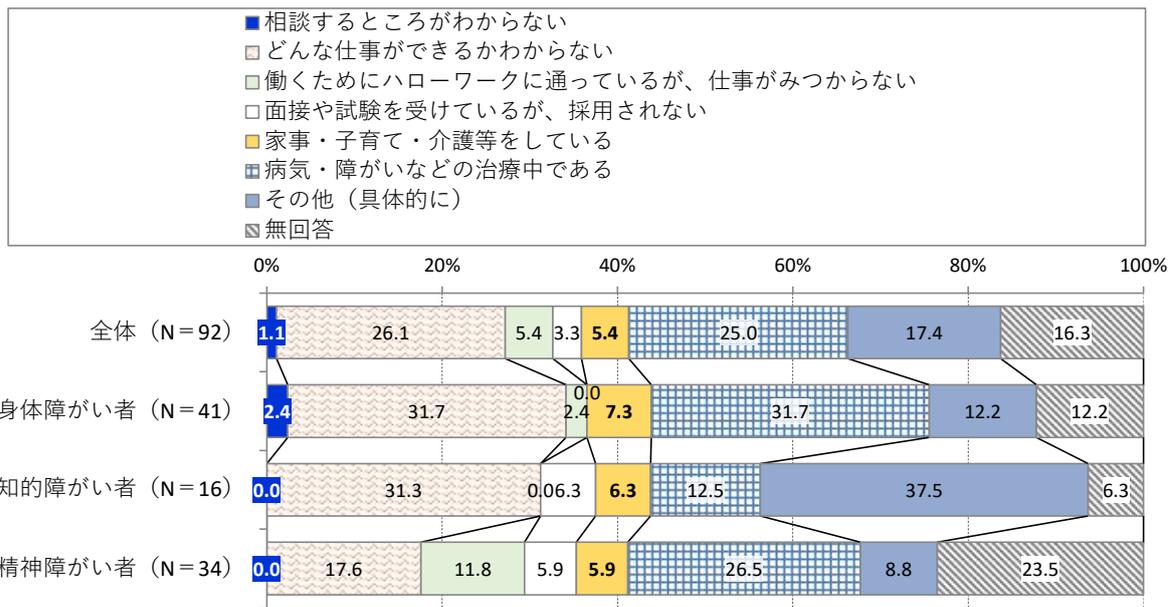
---

※17 障害者雇用調整金：常時雇用している労働者数が 100 人を超える事業主で、法定雇用率以上の障がい者を雇用している場合に支払われる助成金。

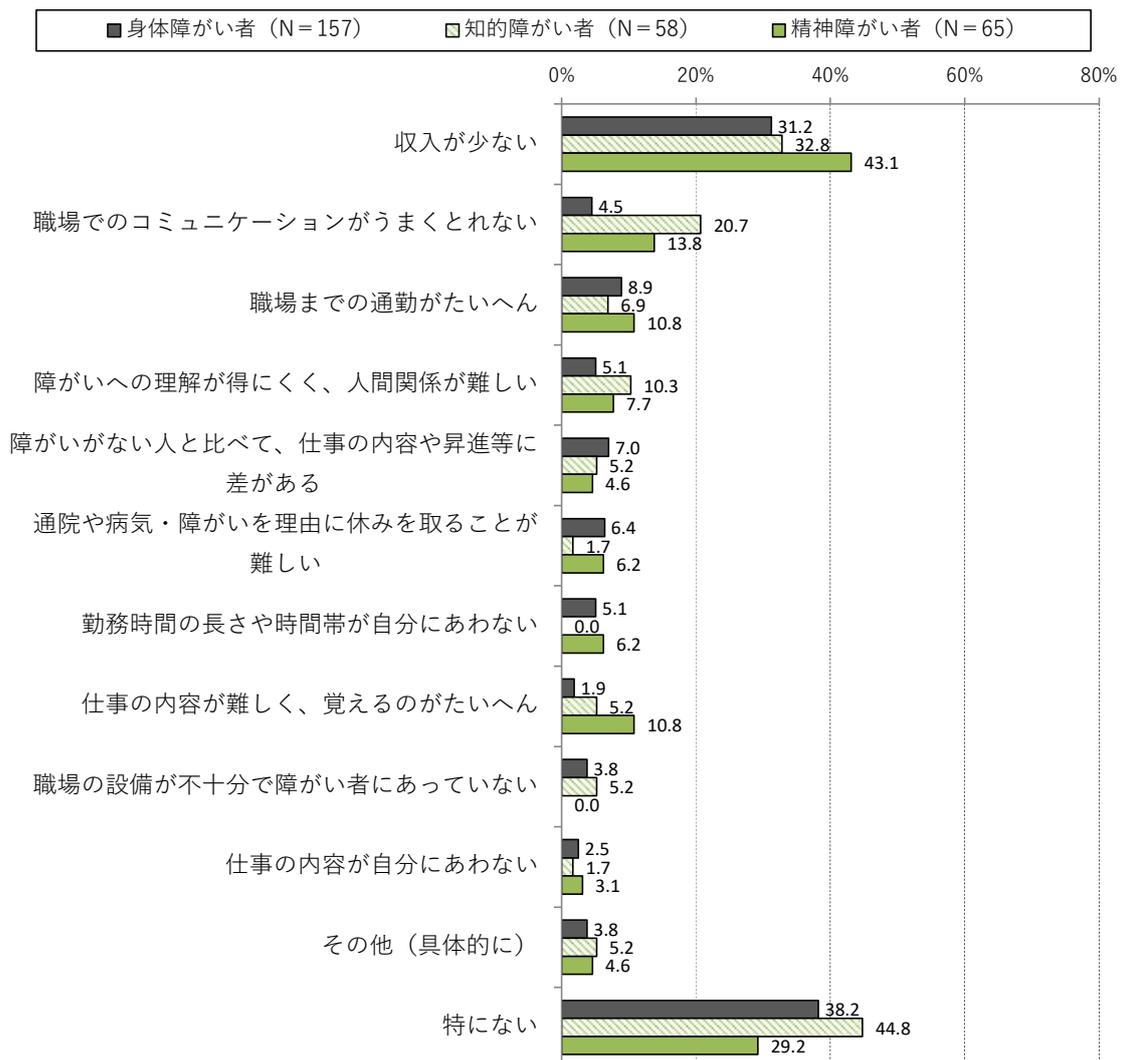
※18 福岡障害者職業センター：障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク(公共職業安定所)、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がい者や、障がい者を雇用または雇用を検討している事業主、障がい者の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する機関。

※19 障害者優先調達推進法：国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めた法律。

図表 34 現在働いていない理由



図表 35 仕事のことや悩んでいることや困っていること



## 【今後の取り組み】

### ①就労移行支援や就労継続支援の利用促進

就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。また、一般就労が困難な人については就労継続支援A型・B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。

### ②就労支援関係機関との連携による就労支援体制の構築

筑紫地区5市で運営する筑紫地区地域自立支援協議会において就労支援について研究・協議する専門部会を設置し、障がい者の雇用促進、就労支援のネットワークの構築について協議検討します。

### ③就労定着支援の充実

就労定着支援事業、ジョブコーチ制度の普及・啓発及び、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。

また、障がい者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障がい者の就労定着を支援します。

### ④障がい者就労施設等への支援

一般就労が困難な人に対して身近な場所で就労機会や生産活動の場を提供するとともに、収入向上につながるよう、障害者優先調達推進法に則り、庁内各部署及び関係各所において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組みます。

### (3) 経済的自立の支援

#### 【現状と課題】

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図ることとあわせて、生活の基盤となる所得保障の充実が必要です。

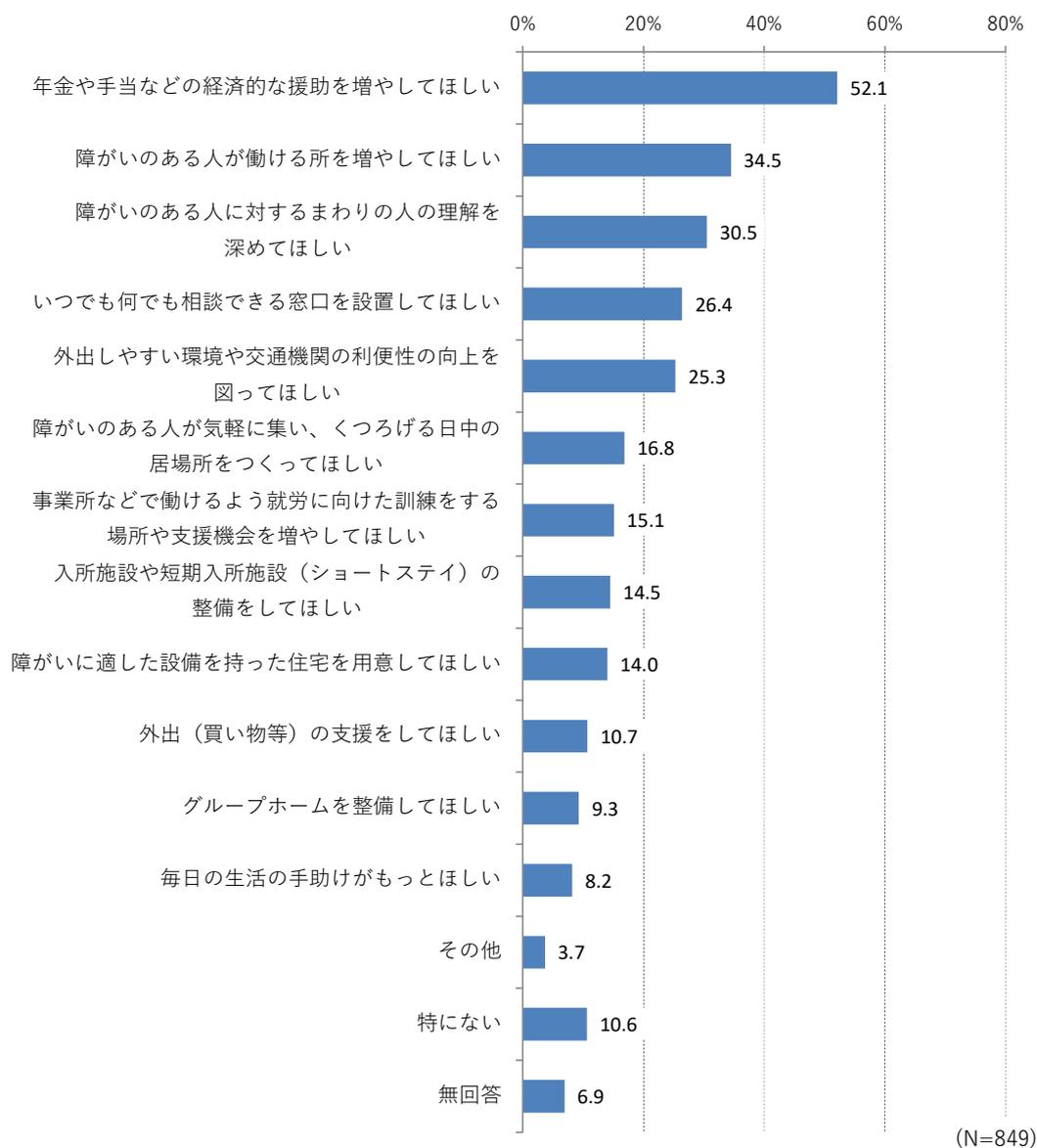
この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を安定させる上で大きな役割を果たしています。

アンケート調査では、障がい者に対する支援として充実すべきだと思うことについてたずねたところ、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」と回答した人の割合が52.1%と最も高く、次いで「障がいのある人が働ける所を増やしてほしい」と回答した人が34.5%となっており、「就労」と「収入」は差し迫った課題であることが分かります（図表36）。

市では、年金・手当等について、手帳交付の際などに障がい者支援課発行の「ふれあい」を使って利用できる制度を紹介し、必要に応じて関係部署への案内も行っています。また、このほかにも障がい者の経済的自立を支援するため、自立支援医療費の助成をはじめ、税の減免、バス、タクシー、JR等の鉄道、航空運賃及び有料道路の割引等のサービスが行われています。

受給資格を有する障がい者が、制度への理解が十分でないために、障害年金等の必要な支援を受け取ることができないといった事態が発生しないよう、今後もこれらの制度の周知に努めていく必要があります。

図表 36 障がい者に対する支援として必要だと思うこと



【今後の取り組み】

①年金・手当制度の周知

障がい者の所得保障のため、市広報やホームページ、窓口対応等を通じて、障がいの特性に配慮した情報提供に努め、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知を行うことで、適切な給付につなげます。

②税の減免、各種割引制度の周知

障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の鉄道運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料等の割引制度について障がいの特性に配慮した情報提供により周知を図ります。

### ③医療費公費負担制度の周知

重度障がい者医療費支給制度や、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度等の各種制度の周知を図り、適切な運用を進めます。

## 6 生活環境

障害者権利条約では、障がい者を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障がい者が経験する困難や制限が、障がい者個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという、いわゆる「社会モデル」の視点が示されています。

障がいのある人が安心して生活できる環境は、すべての住民にとって安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁（バリア）を除去するだけでなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザイン<sup>※20</sup>のまちづくりを推進していく必要があります。

### （1）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

#### 【現状と課題】

国においては、令和3（2021）年の東京オリンピック・パラリンピック大会開催に先立ち、心のバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指して「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が取りまとめられました。

建物や公共交通機関のバリアフリー化を推進することは、障がい者だけでなく、高齢者（要介護）、妊産婦などの誰もが利用しやすい、生活しやすいまちづくりへとつながります。

市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「福岡県福祉のまちづくり条例」及び「那珂川市都市計画マスタープラン」「那珂川市福祉のまちづくり環境整備指針」に基づき、公共施設のバリアフリー化を図っています。

アンケート調査によると、外出の際に不便や困難を感じることで、身体障がい者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」「障がい者用の駐車スペースや手すり、スロープ、点字ブロック、案内表示等、障がい者に配慮した設備が不十分である」と回答した人の割合が高くなっています（図表 37）。

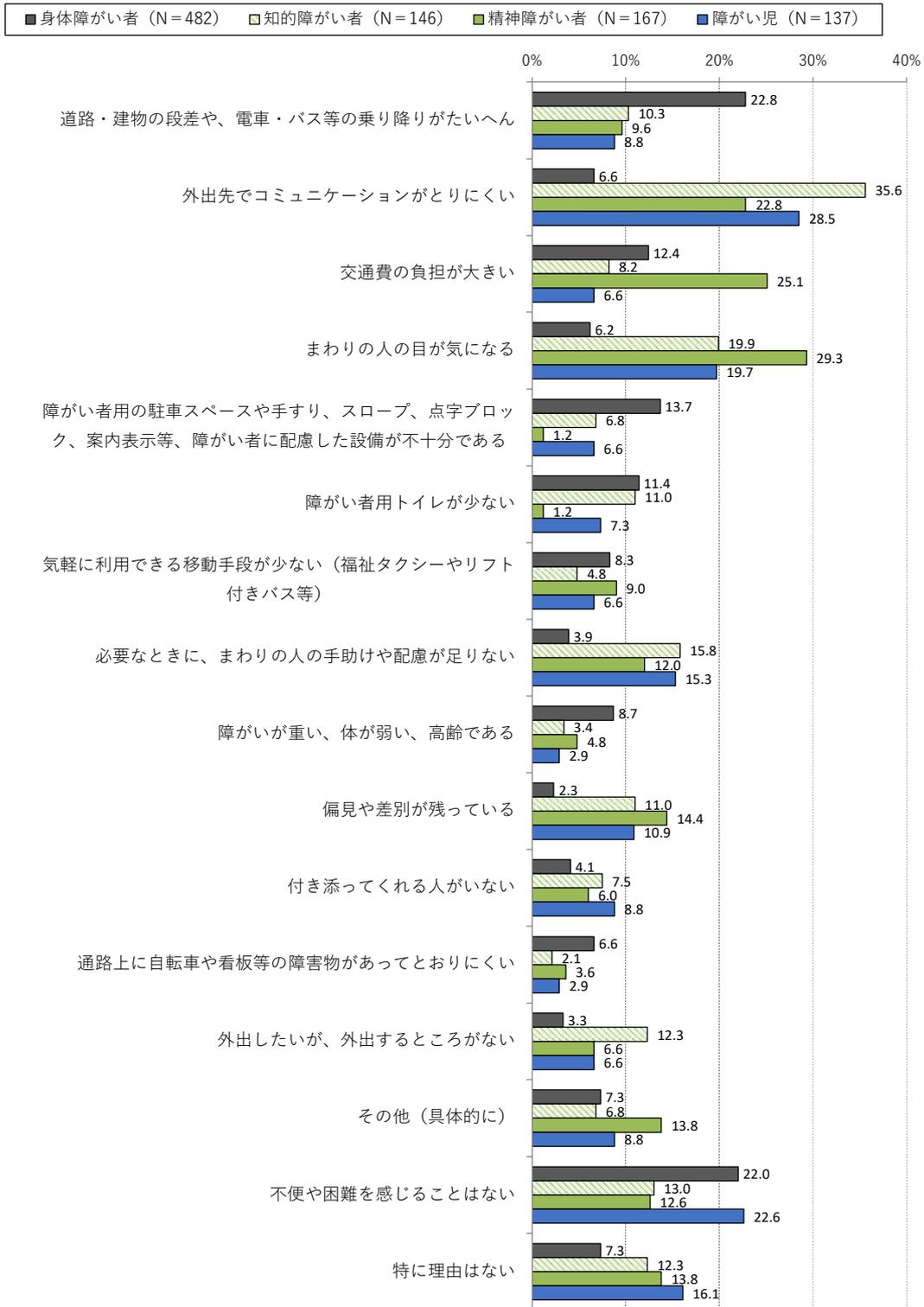
また、アンケート調査の自由回答で、「ふくおかまごころ駐車場制度」について便利で助かっているといった声がある一方、スーパーや町中に障がい者用の駐車場が少なく不便であるといった声もあがっています。

ユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、建物のバリアフリー化を推進していくとともに、歩道の設置・拡幅、段差解消などによる歩行空間のバリアフリー化ならびに駐車場の整備等の外出しやすい環境整備を推進していく必要があります。

---

※20 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることで、その対象は、ハード（施設や製品等）からソフト（教育や文化、サービス等）に至るまで多岐にわたっている。

図表 37 外出に関して不便や困難を感じること



## 【今後の取り組み】

### ①道路・公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインによるまちづくり

「那珂川市福祉のまちづくり環境整備指針」に基づき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「福岡県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するよう、歩道の整備や段差の解消、手すりの設置等、道路・公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人々がいっそう安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組んでいきます。

### ②福祉のまちづくりのための啓発活動の充実

視覚障がい者誘導用ブロック上への駐車・駐輪、障害物の放置や、障がいのない人による障がい者用駐車区画の利用など、無理解やマナー違反によるバリアが生じることのないよう、福祉のまちづくりが、障がい者に限らずすべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努めます。

### ③「ふくおかまごころ駐車場制度」の普及促進

車の乗り降りや移動に配慮の必要な障がい者が、公共施設、店舗等の障がい者用駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して利用できるように支援する「ふくおかまごころ駐車場制度」の周知を行い、利用の促進を図ります。

## 7 情報アクセシビリティ※21

令和4年5月、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。同法では、すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であるとしており、共生社会の実現のため、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としています。

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の仕組みや内容の充実が必要です。

また、情報提供にあたって、情報の取得やコミュニケーションに特にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮が必要であることは言うまでもありません。情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がい者の自立と社会参加を支援することが重要です。

### （1）情報収集・提供の充実

#### 【現状と課題】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、障がい者による情報の取得利用施策を推進するにあたり、障がいの種類や程度に応じた手段によって、生活状況や住む地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにすることに加え、障がいの有無にかかわらず、すべての人が同じ情報を、同じ時に取得できるようにすること、情報通信技術やICTの活用等による情報アクセシビリティの向上を図ることなどが盛り込まれています。

本市では、「広報なかがわ」や市のホームページで情報発信を行い、障がい福祉サービス等の周知を図っています。

アンケート結果をみると、福祉に関する情報の入手方法として最も回答割合が高かったのは「市の広報紙、ホームページ」ですが、障がい種別にみると、知的障がい者では「家族・友人・知人」と答えた人の割合が高くなっています（図表38）。

それぞれの障がいによって情報収集先が異なることにも配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。

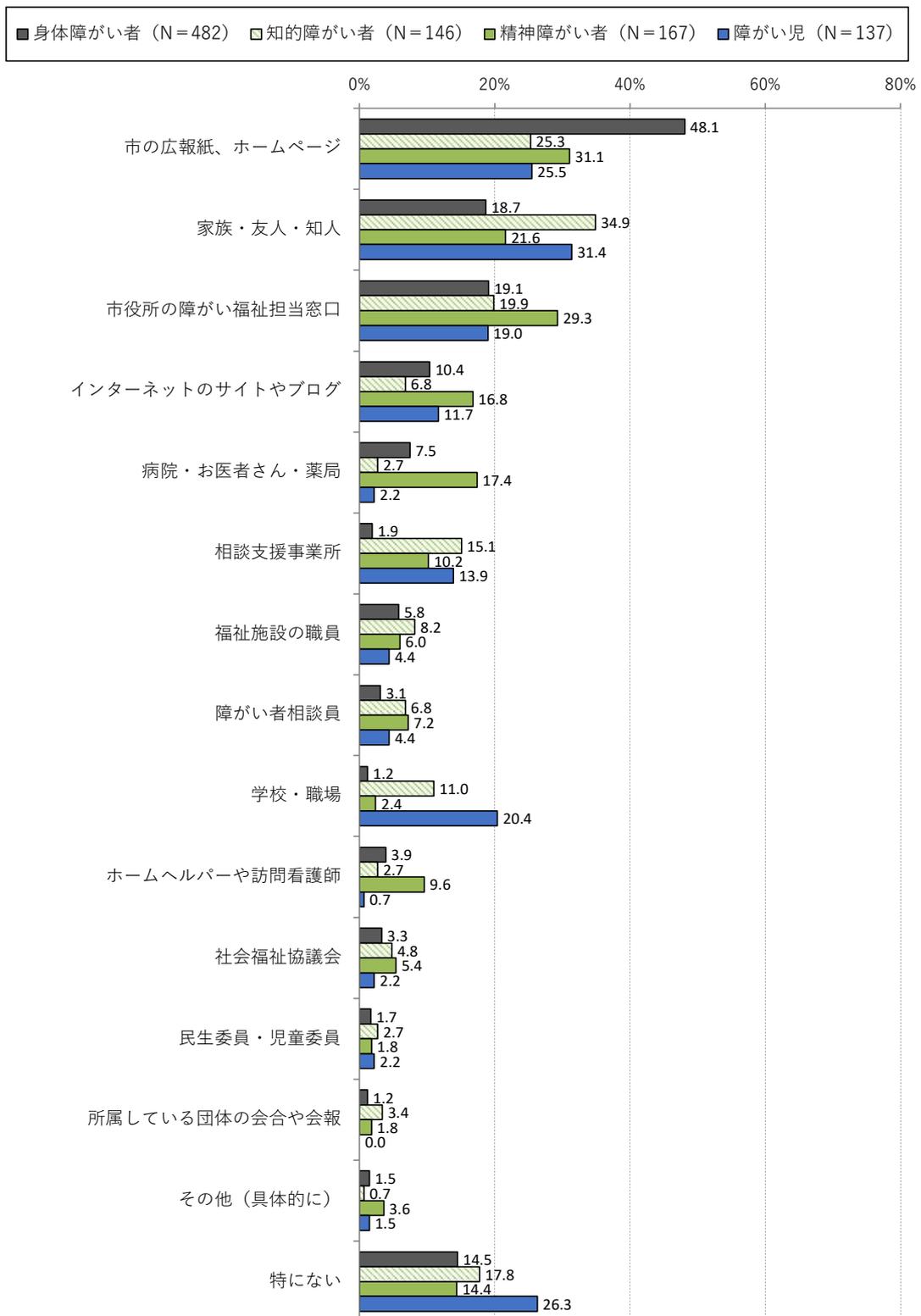
また、携帯電話やスマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、メール、インターネット等について、半数以上の人々が「よく使っている」と回答しており、平成29年に実施した同調査の結果から21.5ポイントも増加しています（図表39・図表40）。

---

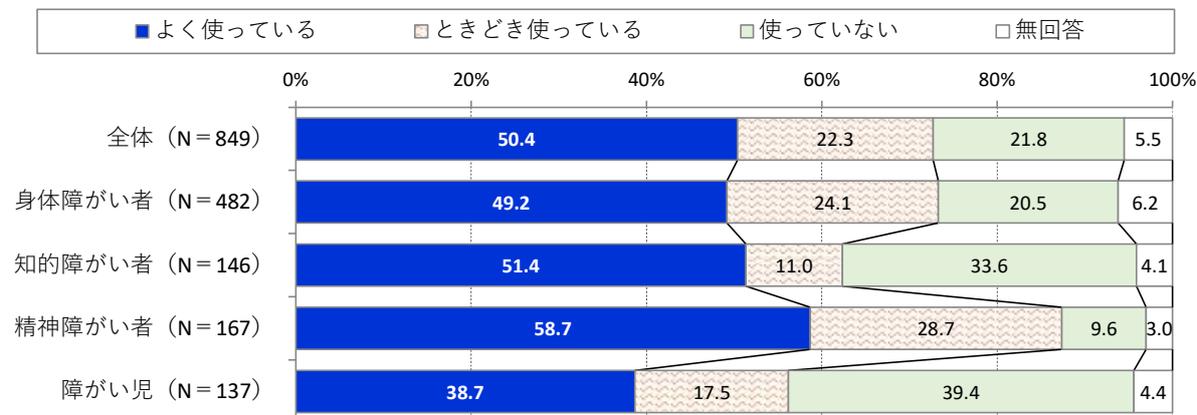
※21 アクセシビリティ：元々の言葉「accessibility」は、「近づきやすさ」「接近容易性」を意味する英単語で、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

行動の制約を伴う障がい者にとって、携帯電話やスマートフォン、SNSなどは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障がいによる利用機会等の格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進するとともに、情報通信技術等の活用により、さまざまな手段・媒体を活用した情報アクセシビリティの向上に努めていく必要があります。

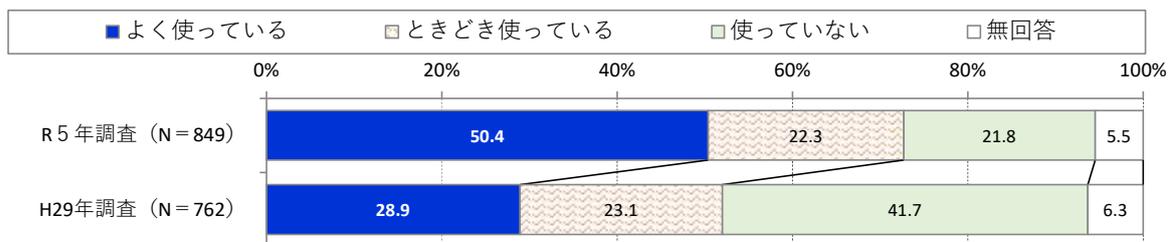
図表 38 福祉に関する情報の入手方法



図表 39 携帯電話やスマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、メール、インターネット等の使用頻度



図表 40 携帯電話やスマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、メール、インターネット等の使用頻度（平成 29 年調査との比較）



【今後の取り組み】

①多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関する様々な情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、住民の誰もが手軽に入手できるよう、「広報なかがわ」や市ホームページ、SNSなどを活用した情報提供の更なる充実を図ります。

②情報冊子の定期的な更新・配布

現在、障害者手帳交付の際に配布している、障がい者に対する各種サービスの内容や利用条件、問い合わせ窓口等を紹介した「ふれあい」を制度改正等に合わせて定期的に更新・配布、市ホームページへの掲載をします。

### ③市ホームページのウェブアクセシビリティ<sup>※22</sup>の確保

市のホームページについて、障がい者を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティを確保します。

### ④子育てに関する情報発信

子育てに関する情報を集約した子育て情報サイトや、市の子育てに関する情報を配信できる電子母子手帳アプリを活用し、差別や偏見に繋がらないよう配慮しながら情報発信を行います。

---

※22 ウェブアクセシビリティ：高齢者や障がい者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらずウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることをいう。具体的には、文字の色やコントラスト、リンクの文字数や設定の仕方、読み上げソフト利用への配慮などが求められる。

## (2) コミュニケーション支援の充実

### 【現状と課題】

障がい者の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援は重要です。障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある場合には、その人自らの意思を表現できる方法によって、円滑に意思疎通を図れるよう支援する必要があります。

本市では、聴覚障がい及び音声または言語機能障がいのある人の社会生活におけるコミュニケーションの手段の確保を支援するため、登録手話通訳者を配置し、その派遣事業を行うほか、手話奉仕員の養成を行っています。

また、ボランティア団体による音声版の広報や点字訳による行政情報の提供を行うなど、ボランティア団体と協働して視覚障がい者の情報提供を図っています。

しかし、登録手話通訳者として配置・派遣するに至るまでには、十分な通訳技術の習得と経験が必要なため、その担い手不足が深刻な問題となっており、手話通訳者をはじめとする支援者の養成及び確保を図る必要があります。

### 【今後の取り組み】

#### ① コミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援として、今後も意思疎通支援事業を通じて登録手話通訳者の派遣を行うとともに、手話奉仕員養成研修事業を実施し、担い手となる手話通訳者や手話奉仕員等の養成及び確保に努めます。

また、手話通訳者相談員の指導のもと、市役所で全庁的に手話による朝礼を行っており、引き続き取り組みを実施し、職員の手話技能の向上に努めます。

#### ② 情報・意思疎通支援用具の給付

重度障がい者用意思伝達装置や携帯用会話補助装置、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、聴覚障がい者用情報受信装置など、情報・意思疎通支援用具の給付により、障がい者のコミュニケーションを支援します。

## 8 安全・安心

近年、全国各地で地震や集中豪雨による土砂災害、河川決壊等の大規模災害による被害が絶えません。ここ数年では、本市周辺で毎年のように豪雨災害や土砂災害が発生しており、頻発する災害に直面し、市民の災害に対する不安が一層高まることが予想されます。

特に、東日本大震災以降は、配慮が必要な高齢者や障がい者の多くが被災したことを受け、障がい者や福祉関係者、地域住民、防災・福祉関係部局の連携の下で、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取り組み等を通じた災害に強い地域づくりが推進されています。

また、防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防犯対策を推進する必要があります。

### (1) 防災対策の推進

#### 【現状と課題】

障がい者が安心して地域で生活するためには、過去に起きた自然災害の教訓を基に災害発生時の情報伝達や避難誘導等を迅速かつ適確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。

また、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、災害の被害に遭いやすい障がい者などに対するきめ細かな防災対策が必要となります。

本市では、「那珂川市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や防災行政無線や防災メール、広報などを使った多様な情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、「那珂川市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき避難行動要支援者名簿の整備を進め、要支援者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握し、民生委員・児童委員や区長、自主防災組織等との連携を図っています。また、災害時の避難所については、「広報なかがわ」や市ホームページなどで広報を行っています。

アンケート調査によると、災害時の避難先について、「知っている」と回答した人の割合は61.7%と、平成29年調査(49.6%)と比較して12.1ポイント増加しています(図表41)。

令和5年7月上旬の豪雨では本市でも大雨特別警報が発令されるなど、近年では、毎年のように各地で大規模な災害が発生しており、本市の障がいのある人の災害に対する不安感が増していることが、災害時の避難先を知る人が増えたきっかけになったと考えられます。

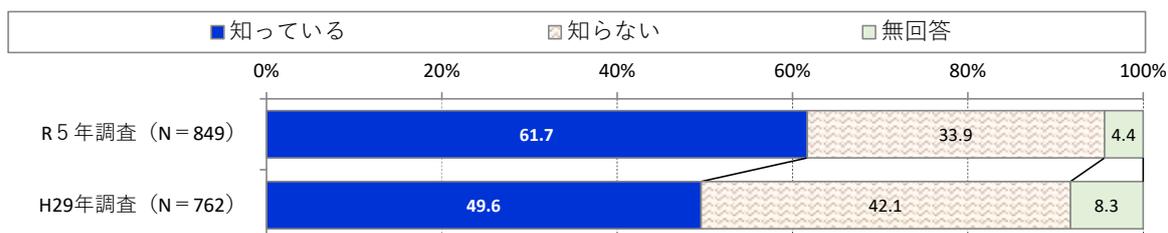
しかし一方で、約4割の人が災害時の避難先を知らず、また、7割以上の方が災害の準備をしていないと回答しており、災害を身近で感じ大きな不安に駆られながらも、災害に対する準備等、具体的な行動にまでは結びついていない現状がみてとれます(図表42)。

また、大きな災害が起きた場合には、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心

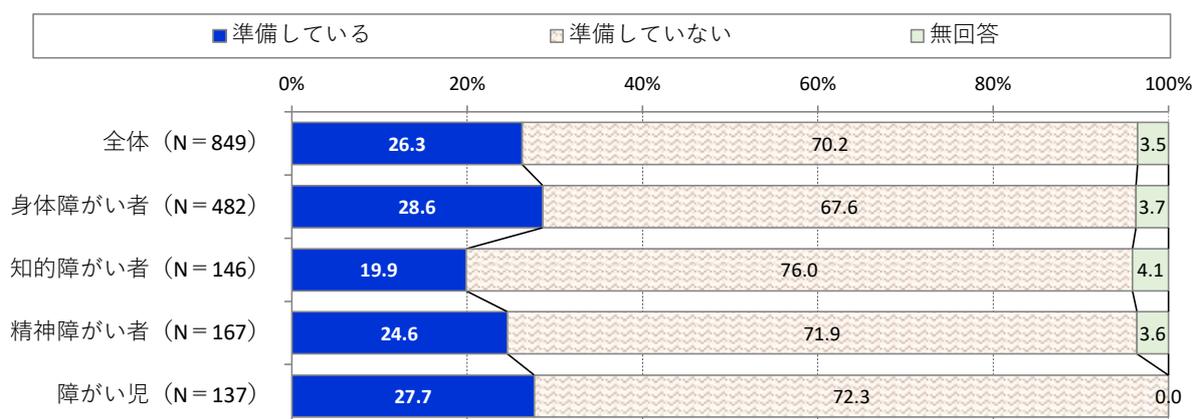
配である」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」「安全なところまで、すぐ避難することができない」「正確な情報がなかなか流れてこない」ことなどを心配する声が上がっています（図表 43）。

今後も、引き続き災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、民生委員・児童委員・自主防災組織・消防団等の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進めてく必要があります。さらに、災害時における住民の、自助・共助の意識高揚のため、自治会等による自主防災組織の育成にも取り組む必要があります。

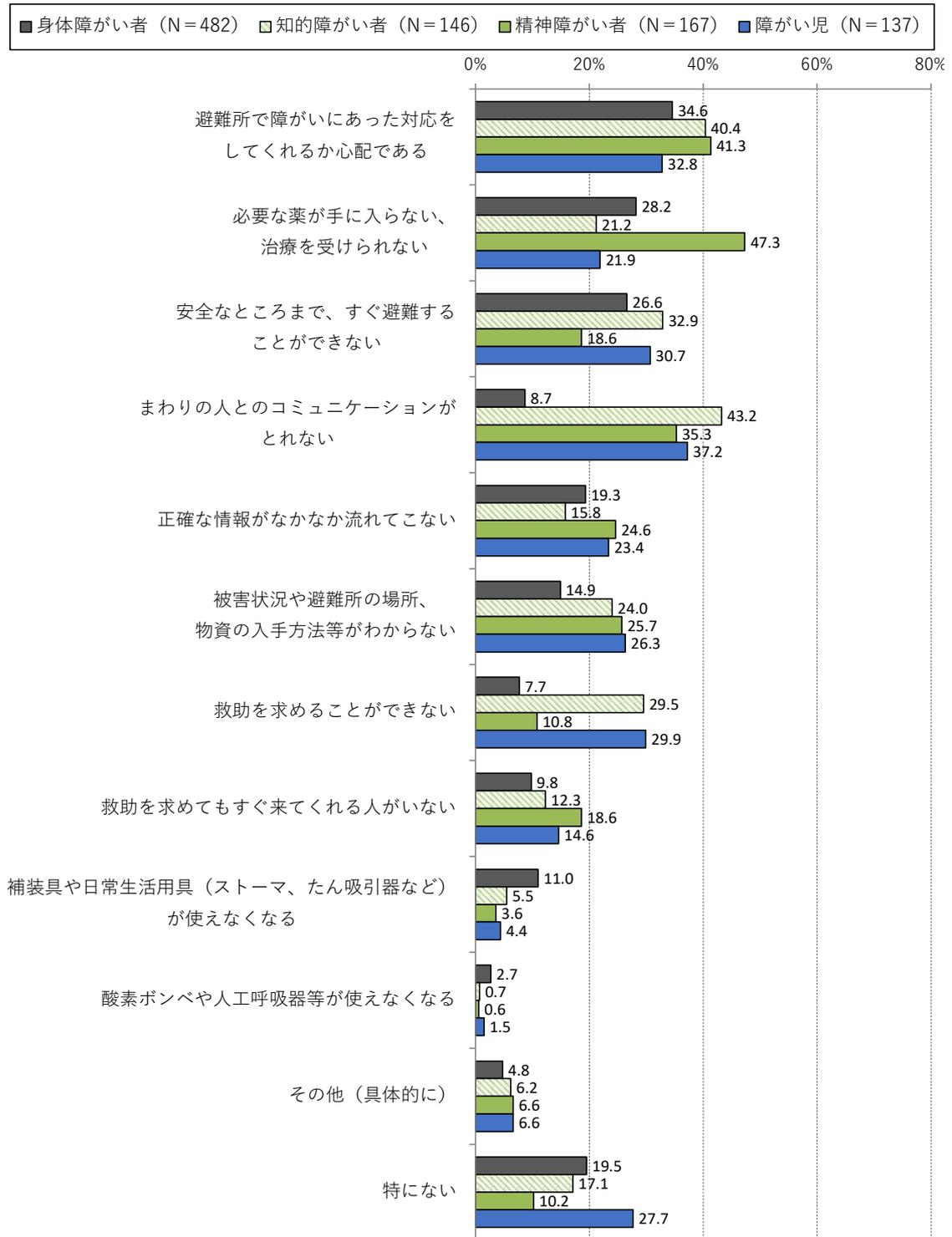
図表 41 災害発生時の避難場所について（平成 29 年調査との比較）



図表 42 災害発生に備えた事前準備について



図表 43 大きな災害が起きた場合に心配だと思うこと



## 【今後の取り組み】

### ①災害の知識及び対処法についての啓発・広報

平時から「広報なかがわ」や市のホームページ、市のSNS、防災パンフレット、ハザードマップ<sup>※23</sup>などの広報媒体を通じ、災害情報について必要な情報の周知に努めます。

また、避難行動要支援者名簿制度の更なる周知を図り、関係機関と連携し、災害に対する対処法についての啓発を行います。

### ②避難行動要支援者の情報把握と関係機関との連携

災害時に一人暮らしの高齢者や援護が必要な障がい者などが安全かつ迅速に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の整備を進め、情報の更新・修正等を随時行い、民生委員・児童委員や自主防災組織、消防団、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

### ③あらゆる情報伝達手段の確保

災害時には、災害情報や避難情報が確実に伝わるよう、多様な情報伝達手段を確保するとともに、避難行動要支援者にSNSによる情報発信や防災メールの登録の呼びかけを推進します。

### ④自助・共助（互助）・公助が一体となった連携体制の強化

災害時には、自分や家族の命を守る「自助」、地域で助け合う「共助（互助）」が重要であることから、災害時の対応の啓発と併せて自主防災組織の設立を促すとともに、防災関係機関が実施する災害情報の伝達や災害支援活動などの「公助」が連携した災害に強いコミュニティ体制を強化します。

### ⑤避難所等情報の周知と整備充実

避難所については、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等も含め、その周知を図るとともに、避難所及び福祉避難所を円滑に運営できる体制の強化に努めます。

また、障がい特性に応じた避難場所のバリアフリー化や資機材の整備、避難物資の備蓄に努めます。

### ⑥避難行動要支援者の防災訓練への参加

各地域で実施する防災訓練（住民避難訓練）においては、自主防災組織と連携のもと、避難行動要支援者への情報伝達訓練や避難誘導訓練を実施し、避難体制の強化に努めます。

---

※23 ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

## (2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

### 【現状と課題】

障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

市内各地域では自主防犯組織が定期的にパトロールを行うなど、自らの手で犯罪を軽減、防止する活動に取り組んでいます。

一方、市では街頭での犯罪を抑止するため春日警察署と協議をし、犯罪発生箇所を中心に計画的に街頭防犯カメラの整備を進めています。また、那珂川市消費生活相談窓口では、悪質な訪問販売や勧誘行為の被害、契約に関するトラブル、架空・不当請求、多重債務など消費生活に関する相談に対して、専門の相談員が被害の未然防止やトラブル解決に向けた助言や情報提供などを行っています。

今後は、防犯教室等における犯罪類型に応じた防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用した防犯に関する啓発広報活動を推進し、防犯対策の充実を図るとともに、障がいのため判断能力が不十分な方が消費者被害等の犯罪にあわないよう、警察署や消費者センターとの情報交換や地域住民の見守りによる防犯活動を推進し、犯罪の予防に努めていく必要があります。

### 【今後の取り組み】

#### ①防犯対策の充実

自主防犯組織の育成と青色防犯パトロール（青色回転灯装着車によるパトロール）などの地域安全運動を広め、防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみでの見守り体制の強化に努めます。

また、「メール 110 番」「F A X 110 番」や「メール 119 番」「F A X 119 番」通報制度の周知に努め、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。

#### ②消費者トラブルの防止

障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、「広報なかがわ」やパンフレット等を用いて啓発するとともに、消費生活センターや警察署と連携して犯罪・悪質商法等についての情報提供を行います。

また、障がい者の権利を守るための成年後見制度の案内を併せて行います。

## 9 権利擁護

すべての住民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える社会の実現に向け、あらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止や、判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある人の権利や財産などを守る取り組みを進める必要があります。

### (1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

#### 【現状と課題】

障がい者に限らず、虐待を行うことは深刻な人権侵害であり、犯罪行為です。

障がい者への虐待防止の更なる推進のため、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において事業所の運営基準が見直され、それまで努力義務とされていた福祉事業所の従事者への研修の実施、虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置・開催及び検討結果の従業者への周知徹底、虐待の防止等のための責任者の設置が全ての施設・事業所で義務化されました。

本市では、障がい者支援課窓口で障がい者の虐待に関する相談を受け付けていますが、今後も、家庭、障がい者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行うとともに、障がい福祉施設・事業所等への虐待防止の取り組みの強化に努め、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的障がい者や精神障がい者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。

特に障がい者の場合は、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠です。

このような障がい者等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があります。

本市では、令和4年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の啓発・理解促進や利用しやすい環境の整備に取り組むとともに、地域の関係機関が相互に連携できる体制づくりと誰でも安心して制度を利用できる基盤整備に取り組み、地域連携ネットワークの構築のため、相談対応等を担う中核機関を設置し、成年後見制度の利用促進に努めています。

今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組む必要があります。

## 【今後の取り組み】

### ①障がい者への虐待防止

那珂川市障がい者（児）基幹相談支援センターの機能を活用し、障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、虐待防止、早期発見、早期対応のための関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

### ②障がい者の権利擁護の充実

「那珂川市社会福祉協議会」及び「筑紫人権擁護委員会」と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、障がい者の権利擁護の充実を図ります。

また、「筑紫地区地域自立支援協議会」の部会の一つであります「権利擁護部会」にて、障がい者の権利擁護について、筑紫地区 5 市で推進するとともに、事例の検討や研修会を通して、障がい者差別の解消に向けた取り組みを幅広く実施します。

## 第4章 障がい福祉サービス等の見込み量等

### 1 令和8年度の成果目標

第6期計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの数値目標を設定しました。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

第6期計画では、令和5年度末までに、元年度末現在の施設入所者の6%以上(3人)を地域生活へ移行し、1.6%以上(1人)を削減することを目標としていましたが、令和4年度末までの地域生活への移行者はなく、令和4年度末までの削減数については6人となっています。

本計画では、国の指針に基づき令和4年度末時点における施設入所者(36人)の6%以上(2人)を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
実績	令和4年度末現在の施設入所者数	36人
	令和4年度末までの削減数	6人
	令和4年度末までの地域生活移行者数 <sup>※24</sup>	0人
目標値	令和8年度末の施設入所者数	34人
	令和8年度末までの削減数 <sup>※25</sup>	2人
	令和8年度末までの地域生活移行者数	2人

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム<sup>※26</sup>の構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

このような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたって、本市では、引き続き、保健、医療、福祉等の関係者との連携を図りながら検討を進めていきます。

※24 地域生活移行者数：入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※25 令和8年度末までの削減数：令和6～8年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

※26 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・教育・就労などのサービスを切れ目なく提供できる連携体制のこと。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの充実を図ります。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ①福祉施設から一般就労への移行

第6期計画では、令和5年度における年間一般就労への移行者数の目標を13人と設定していました。令和3年度の一般就労移行者数は9人となっています。

本計画では、国の指針に基づき、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上(12人)にすることを目標とします。なお、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度実績の1.31倍以上(11人)にすることを目標とします。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行		
実績	令和3年度の年間一般就労移行者数	9人
	令和3年度の年間一般就労移行者数(就労移行支援)	8人
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数	12人
	令和8年度の年間一般就労移行者数(就労移行支援)	11人

#### ②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合の増加

本計画では、国の指針に基づき、令和8年度末において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を50%以上とすることを目標とします。

数値目標3：就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合		
目標値	令和8年度末の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	50%

### ③一般就労後の就労定着支援事業の利用者数の増加

本市の就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度末現在7人です。

本計画では、国の指針に基づき、令和8年度中の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上（16人）とすることを目標とします。

数値目標4：一般就労後の就労定着支援事業の利用者数		
実績	令和3年度中の一般就労後の就労定着支援事業の利用者数	7人
目標値	令和8年度中の一般就労後の就労定着支援事業の利用者数	16人

### ④就労定着支援事業の利用率及び就労定着支援事業所ごとの就労定着率<sup>※27</sup>

第6期計画では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指すとともに、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を、令和5年度末までに全体の7割以上とすることを目標としていました。令和4年度における就労定着支援事業利用者の割合は75%、令和4年度末現在の全就労定着支援事業所数に占める就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合は100%となっています。

本計画では、国の指針に基づき、令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指すとともに、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を、令和8年度末までに全体の7割以上とすることを目標とします。

数値目標5：就労定着支援事業の利用率及び就労定着支援事業所ごとの就労定着率		
実績	令和4年度における就労定着支援事業の利用率	75%
	令和4年度における就労定着率が8割以上を達成した就労定着支援事業所の総事業所に占める割合	100%
目標値	令和8年度における就労定着支援事業の利用率	70%
	令和8年度における就労定着率8割以上を達成した就労定着支援事業所の総事業所に占める割合	70%

※27 就労定着率：過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ①児童発達支援センター<sup>※28</sup>の設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、筑紫地区圏域での児童発達支援センター設置を目指します。

### ②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターなどが、これまでの保育所・幼稚園・小学校などに加えて乳児院や児童養護施設の障がい児を対象とした保育所等訪問支援を拡大するなど、保育所等訪問支援の充実に図りながら、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目指します。

### ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度を目標に、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を整備することとしましたが、達成できていません。令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を本市に1カ所確保することを目指します。

### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にありますが、障害者通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がされていないこと等により、医療的ケア児の受入れ事業所等が少ない状況です。このため、障害児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する必要があります。

本市では、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を活用し、支援の充実に努めます。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、医療的ケア児コーディネーターの資格を有する職員を基幹相談支援センターに配置するなどし、継続した配置を行います。

---

※28 児童発達支援センター：地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### ①基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の強化を図るための体制の確保

基幹相談支援センターが、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うとともに、引き続き地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保に努めます。

### ②個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及び取り組み実施のための協議会の体制確保

那珂川市障害者福祉ネットワーク会議などにおいて、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保するよう努めます。

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### ①障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス事業所への訪問指導を行うとともに、障がい福祉サービス事業所に対し、福岡県等が実施する研修への積極的な参加を促し、障がい福祉サービス事業所の質の向上に努めます。

## 2 障がい福祉サービス等の見込み量

第6期計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活支援や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの数値見込み量を設定しました。

本計画では、障がい福祉サービス利用実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までのサービス量を以下のとおり見込んでいます。

### (1) 障がい福祉サービスの見込み量

#### ①訪問系サービス

##### (ア)居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	64	57	62	62	62	62
利用時間（時間/月）	1668	1506	1636	1636	1636	1636

※令和5年度は見込み（以下同じ）。

※人/月：1か月当たりの利用人数（以下同じ）。

※時間/月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）（以下同じ）。

##### (イ)重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護が必要である障がいのある人に対して、ヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
利用時間（時間/月）	0	0	0	1	1	1

##### (ウ)同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	6	8	9	9	9	9
利用時間（時間/月）	127	171	158	158	158	158

## (工) 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対して、ヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	4	4	3	4	5	6
利用時間（時間/月）	94	107	71	91	111	131

## (オ) 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
利用時間（時間/月）	0	0	0	1	1	1

## ② 日中活動系サービス

### (ア) 生活介護

常時介護が必要である障がいのある人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	67	66	66	66	66	66
利用時間（人日/月）	1365	1357	1383	1409	1435	1461
うち重度障がい者数	0	0	0	1	1	1

※人日/月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）（以下同じ）。

### (イ) 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	1	1	1	1
利用時間（人日/月）	0	0	11	11	11	11

### (ウ) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	20	8	8	10	10	10
利用時間（人日/月）	297	124	125	161	161	161
うち精神障がい者の数	4	4	5	5	6	7

### (工) 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	16	16	20	20	20	20
利用時間（人日/月）	260	318	340	340	340	340

### (オ) 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	53	54	57	60	63	66
利用時間（人日/月）	1160	1117	1191	1265	1339	1413

### (カ) 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で一般企業に雇用されることや就労継続支援A型を利用することが困難な人、就労移行支援事業を利用したものの一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに対して、一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	70	80	88	96	104	112
利用時間（人日/月）	1171	1344	1496	1648	1800	1952

### (キ) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	7	8	10	12	14	16

### (ク) 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）					1	1

### (ケ) 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に対して、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	4	4	4	4	4	4

## (コ)短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

### ■福祉型短期入所

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	6	18	18	18	18	18
利用時間（人日/月）	68	109	112	115	118	121
うち重度障がい者数	0	0	0	1	1	1

### ■医療型短期入所

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	1	1	1	1
利用時間（人日/月）	0	0	8	8	8	8
うち重度障がい者数	0	0	0	1	1	1

### ③居住系サービス

#### (ア) 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対して、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題は無いかなど、公共料金や家賃に滞納が無いかなど、体調に変化は無いかなど、通院しているかなど、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うサービスです。

また、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応や適時のタイミングで適切な支援を行います。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者の数	0	0	0	1	1	1

#### (イ) 共同生活援助（グループホーム）

就労している、もしくは就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人に対して、共同生活を営む住居（グループホーム）で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	31	34	36	38	40	42
うち精神障がい者の数	12	15	17	18	19	20
うち重度障がい者数	0	0	0	1	1	1

#### (ウ) 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	39	36	39	36	35	34

#### ④相談支援

##### (ア)計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるように、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	318	330	342	354	366	378

##### (イ)地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者の数	0	0	0	1	1	1

##### (ウ)地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がいのある人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者の数	0	0	0	1	1	1

## (2) 地域生活支援事業の見込み量

本市では、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

### ①相談支援事業

#### (ア)障がい者相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施 か所数	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

#### (イ)相談支援機能強化事業

障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置等により、相談支援機能の強化を図る事業です。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### (ウ)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、利用を支援することで障がいのある人の権利擁護を図るサービスです。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	申立件数（件/年）	1	0	0	1	1	1

## ②日常生活用具給付等事業

排せつ管理支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）等の給付を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 （件/年）	1	4	3	3	3	3
自立生活支援用具 （件/年）	5	4	5	5	5	5
在宅療養等支援用具 （件/年）	11	17	14	14	14	14
情報・意思疎通支援用具 （件/年）	7	8	8	8	8	8
排泄管理支援用具 （件/年）	541	539	540	540	540	540
住宅改修費 （件/年）	0	0	1	1	1	1

## ③意思疎通支援事業

要約筆記奉仕員や手話奉仕員を派遣することにより、障がいにより意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などとの意思疎通を仲介するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要約筆記奉仕員派遣事業 実利用者数（人/年）	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員派遣事業 実利用者数（人/年）	15	11	13	13	13	13

## ④手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人などとの交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行う事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成研修事業登録者 （人/年）	23	16	20	20	20	20

### ⑤移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人/月）	49	49	49	49	49	49
延べ利用時間数 （時間/月）	150	162	156	156	156	156

### ⑥地域活動支援センター

施設利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援 センターⅠ型	実施箇所数 （か所）	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 （人/年）	4	3	4	4	4	4
地域活動支援 センターⅡ型	実施箇所数 （か所）	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 （人/年）	11	12	14	15	15	15
地域活動支援 センターⅢ型	実施箇所数 （か所）	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 （人/年）	0	0	0	0	0	0

### ⑦日中一時支援事業

障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労支援及び障がいのある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数（か所）	3	3	3	3	3	3
実利用者数（人/年）	11	10	10	10	10	10
延べ利用回数（回数/月）	27	15	21	21	21	21

### ⑧訪問入浴サービス事業

通所による入浴サービスの提供を受けることが困難な在宅の身体障がいのある人に対して、訪問入浴車での入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人/年）	2	2	2	2	2	2
延べ利用回数（回数/月）	15	15	15	15	15	15

### ⑨更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に対して、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人/年）	7	7	7	7	7	7

### ⑩自発的活動支援事業

障がいのある方や、その家族、地域の住民などが、障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう社会的障壁を除去するための自発的な取り組みを支援するための事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

### ⑪理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

### (3) 児童福祉法上のサービスの見込み量

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要な障害児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

#### ①障害児通所支援

##### (ア)児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

区分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	65	82	91	100	109	118
利用時間（人日/月）	800	1092	1243	1394	1545	1696

##### (イ)放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	183	207	231	255	279	303
利用時間（人日/月）	2800	3142	3447	3752	4057	4362

## (ウ) 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、療育支援員等が当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	1	7	9	11	13	15
利用時間（人日/月）	3	14	17	20	23	26

## (工) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

区分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	1	0	0	1	1	1
利用時間（人日/月）	3	0	0	3	3	3

## (オ) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	1	1	1
利用時間（人日/月）	0	0	0	1	1	1

## ② 相談支援

### (ア) 障害児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対して、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

区分	第2期（実績）			第3期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	278	318	354	390	426	462

## 第5章 計画の推進体制

---

### 1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、これら庁内各部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者等、障がい者団体、市社会福祉協議会、医師会及びボランティア団体と連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、筑紫地区地域自立支援協議会を通じて、支援の担い手となる福祉関係事業所等の社会資源の充実に向けた取り組みを行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。

### 2 計画の進捗管理及びPDCAサイクルの推進

本計画の推進にあたっては、障がい者施策やサービスの実効性を高めるため、市長を本部長とする那珂川市障害者施策推進本部により、障がい者に関する総合的な行政施策の企画調整及び推進等を図るとともに障がい者施策の進行管理を行います。計画の実現に向けて毎年度、計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

また、市の附属機関として、関係団体の代表、学識経験者、住民等により組織する那珂川市障害者施策推進協議会により、障がい者施策の推進について、関係行政機関相互の連絡調整を要する基本的事項を調査審議します。

本計画に定める事項については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更を含め、必要な措置を講じることとします。

## 1 那珂川市障害者施策推進協議会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、那珂川市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 4人
- (2) 関係行政機関の職員 3人
- (3) 関係団体を代表する者 6人
- (4) 市民 2人

2 前項に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失うものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者に関する基本的かつ総合的な施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。
- (2) 障害者に関する施策の推進について、関係行政機関相互の連絡調整を要するものの基本的事項を調査審議すること。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は会議の議長となり、議事を司会する。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員には、別に条例の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、障がい者支援課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年2月20日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年6月21日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の那珂川町障害者対策委員会設置条例第2条第2項の規定により行われた委嘱は、当該委嘱された任期が満了するまでの間は、改正後の那珂川町障害者対策委員会設置条例第2条第

1項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則(平成19年6月22日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の那珂川町障害者対策委員会設置条例第2条第1項の規定により行われた委嘱は、当該委嘱された任期が満了するまでの間は、改正後の那珂川町障害者施策推進協議会設置条例第2条第1項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則(平成30年6月27日条例第19号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 2 那珂川市障害者施策推進協議会委員名簿

令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

氏名	委嘱区分	推薦団体
会長 河野 通博	関係団体の代表者	那珂川市社会福祉協議会
会長職務代理者 梅原 美恵	学識経験者	那珂川市知的障害者相談員
田中 達也	学識経験者	福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園
井上 純治	学識経験者	地域活動支援センターらぶは〜つ
吉田 正志	学識経験者	筑紫地区地域活動支援センター つくしぴあ
藤井 芳江	関係行政機関の職員	福岡県筑紫保健福祉環境事務所
山下 晋一郎	関係行政機関の職員	福岡県那珂県土整備事務所
早野 年博	関係行政機関の職員	那珂川市校園長会
小田ヒロ子	関係団体の代表者	那珂川市身体障害者福祉協会
椛嶋 和幸	関係団体の代表者	筑紫地域精神障害者家族会 五筑会
有吉 ゆみ子	関係団体の代表者	那珂川市民生委員児童委員連合協議会
相浦 裕子	関係団体の代表者	こどもの発達を考える親の会 のぞみ
宮原 きよみ	関係団体の代表者	NPO法人 おると
岡藤 敏雄	公募	市民
八代 由美	公募	市民

### 3 計画の策定経緯

開催（実施）日	内容
令和5年4月13日（木） ～令和5年4月28日（金）	アンケート調査の実施
令和5年6月29日（木）	第1回那珂川市障害者施策推進協議会 <b>■議事</b> (1) 那珂川市障害者施策推進協議会について (2) 那珂川市障害者施策等策定方針について (3) 那珂川市障害者施策等計画策定スケジュールについて (4) 那珂川市障がい者等の現状について
令和5年8月28日（月）	第2回那珂川市障害者施策推進協議会 <b>■議事</b> (1) 那珂川市障がい者福祉に関するアンケート調査報告書について (2) 第5次那珂川市障がい者施策推進計画及び第7期那珂川市障がい福祉計画・第3期那珂川市障がい児福祉計画の骨子案について (3) 事前質問・意見等について
令和5年9月	関係団体ヒアリング調査の実施
令和5年10月6日（金）	第1回那珂川市障害者施策推進委員会 <b>■議事</b> (1) 計画の概要及び策定方針について (2) 計画素案について
令和5年11月8日（水）	第3回那珂川市障害者施策推進協議会 <b>■議事</b> (1) 基本理念について (2) 第5次那珂川市障がい者施策推進計画・第7期那珂川市障がい福祉計画・第3期那珂川市障がい児福祉計画 素案について (3) 委員からの提案事項について <b>【提案1】</b> 障がい者雇用促進委員会の創設について <b>【提案2】</b> 障がい者住居（住居入所サポート事業）支援協議会の創設について <b>【提案3】</b> 障がい者（児）福祉活動する団体へ市助成金を補助する制度を新設する
令和5年12月14日（木）	第4回那珂川市障害者施策推進協議会 <b>■議事</b> (1) 障がい者施策推進計画について (2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について <b>■報告事項</b> (1) 団体ヒアリングについて (2) パブリックコメントについて

<p>令和6年1月12日(金) ～令和6年2月13日(火)</p>	<p>パブリック・コメントの実施</p>
<p>令和6年2月26日(月)</p>	<p>第5回那珂川市障害者施策推進協議会</p> <p>■議事</p> <p>○第5次那珂川市障がい者施策推進計画・第7期那珂川市障がい福祉計画・第3期那珂川市障がい児福祉計画 素案について</p> <p>(1) パブリック・コメントについて</p> <p>(2) 自由回答への分野別の対応について</p> <p>■報告事項</p> <p>○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び合理的配慮の周知について</p>

## 4 障害者（児）関係法律の沿革

昭和 22（1947）年 児童福祉法

昭和 24（1949）年 身体障害者福祉法

昭和 25（1950）年 精神障害者福祉法

昭和 35（1960）年 知的障害者福祉法・障害者雇用促進法

昭和 45（1970）年 障害者基本法・心身障害者対策基本法

平成 14（2002）年 身体障害者補助犬法

平成 16（2004）年 発達障害者支援法

平成 17（2005）年 障害者自立支援法

平成 18（2006）年 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

平成 23（2011）年 障害者虐待防止法

平成 24（2012）年

### 障害者虐待防止法 施行

虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成 23 年 6 月に成立し、24 年 10 月から施行された。

### 障害者優先調達推進法 成立

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成 24 年 6 月に成立し、25 年 4 月から施行された。

平成 25（2013）年

### 障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成 25 年 6 月に成立した。また、同法に基づく、政府における施策の基本的な方向などを示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」については、障害者政策委員会でのヒアリング、議論等を経て平成 27 年 2 月に閣議決定された。

## 障害者総合支援法

障害者基本法の改正や改革本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24（2012）年 6 月に成立し、25（2013）年 4 月から施行（一部、26（2014）年 4 月施行）された。

### 【主な見直し内容】

平成 25（2013）年 4 月 1 日施行

- ① 法の目的に「自立」に代え「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記
- ② 障害者の定義に難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象を拡大
- ③ 市町が実施する地域生活支援事業の必須事業の追加  
(追加された必須事業)
  - ・ 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
  - ・ 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
  - ・ 市民後見人等の人材育成・活用を図るための研修
  - ・ 意思疎通支援を行う者の養成

平成 26（2014）年 4 月 1 日施行

- ④ 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、定義や判定式、調査項目を見直し
- ⑤ 重度訪問介護の対象拡大（重度の知的障害者、精神障害者を対象に追加）
- ⑥ ケアホームのグループホームへの一元化
- ⑦ 地域移行支援の対象拡大（保護施設、矯正施設等を退所する障害者等）

## 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律

「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が平成 25（2013）年 5 月、議員立法により制定され、平成 25（2013）年 6 月から施行された。これを受けて、成年後見人が付いた人（被後見人）の選挙権が回復してから初めての国政選挙として、平成 25（2013）年 7 月に参議院議員通常選挙が執行された。

## 障害者雇用促進法 一部改正

労働政策審議会障害者雇用分科会は、平成 25（2013）年 3 月に「今後の障害者雇用施策の充実強化について」の分科会意見書を取りまとめた。これを踏まえ、同年 4 月に、雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出され、同年 6 月に成立した。また、同法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が、平成 27（2015）年 3 月に策定された。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成 25 (2013) 年 6 月に成立し、26 (2014) 年 4 月から施行（一部、28 (2016) 年 4 月施行）された。

平成 26 (2014) 年

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 批准

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行

難病の患者に対する医療等に関する法律

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成 26 (2014) 年 5 月に成立し、27 (2015) 年 1 月から施行された。

平成 27 (2015) 年

難病の患者に対する医療等に関する法律 施行

平成 28 (2016) 年

障害者差別解消法 施行

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行（障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務）

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

- ・ 障害者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実
- ・ 障害児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実

平成 30 (2018) 年

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」の公布・施行

令和元 (2019) 年

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 36 号）の公布

令和3（2021）年

障害者差別解消法の改正

これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体など同様に「義務」とされた。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）の施行

医療的ケア児が、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する事項を定める。

- ・ 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- ・ 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- ・ 医療的ケア児支援センターの設置

令和4（2022）年

障害者総合支援法の改正

- ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実
- ・ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- ・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ・ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ・ 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備
- ・ その他（必要な仕組み作りや対象施設の追加 など）

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行

全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とする。

令和5（2023）年

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

- ・ 事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化
- ・ 週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進
- ・ 企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上 など

第5次那珂川市障がい者施策推進計画

第7期那珂川市障がい福祉計画

第3期那珂川市障がい児福祉計画

令和6年3月

---

発行 那珂川市

企画・編集 那珂川市 健康福祉部 障がい者支援課

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

TEL 092-953-2211 (代)

FAX 092-953-2312

---



